
平成28年第1回大和町議会定例会会議録

平成28年2月26日（金曜日）

応招議員（17名）

1番	今野善行君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀 啓君
10番	伊藤 勝君		

出席議員（17名）

1番	今野善行君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君
10番	伊藤勝君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野元君	保健福祉課長	千葉喜一君
副町長	遠藤幸則君	産業振興課長	大塚弘志君
教育長	上野忠弘君	都市建設課長	佐々木哲郎君
代表監査委員	櫻井貴子君	上下水道課長	蜂谷俊一君
総務課長	後藤良春君	会計管理者兼会計課長	佐藤三和子君
まちづくり政策課長	小川晃君	教育総務課長	櫻井和彦君
財政課長	高崎一郎君	生涯学習課長	村田良昭君
税務課長	三浦伸博君	総務課危機対策室長	文屋隆義君
町民生活課長	長谷勝君	税務課徴収対策室長	浅野義則君
子育て支援課	内海義春君	産業振興課農業委員会事務局長	熊谷実君

事務局出席者

議会事務局長	浅野喜高	議事庶務係長	野田美沙子
次長	櫻井修一	主任	逢坂孝徳

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 開会前

事務局長 (浅野喜高君)

皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議長から表彰状の伝達をさせていただきます。

去る2月5日に全国町村議会議長会、並びに2月16日に宮城県町村議会議長会より、大須賀 啓議長、堀籠日出子副議長、大崎勝治議員、高平聡雄議員の4名の方が、地方自治功勞により表彰を受けられました。

また、このたび、宮城県町村議会議長会より「たいわ町議会だより」が第35回宮城県町村議会広報選考会におきまして奨励賞として表彰を受けられましたので、ここで表彰状の伝達をさせていただきます。

受賞者のお名前をお呼びいたしますので、前に進んでお受け取り願います。

初めに、地方自治功勞者の方々をお呼びいたします。

大須賀 啓様、前にお進み願います。

それでは、副議長、お願いします。

[表彰状伝達]

事務局長 (浅野喜高君)

堀籠日出子様、お願いします。

[表彰状伝達]

事務局長 (浅野喜高君)

大崎勝治様。

[表彰状伝達]

事務局長 (浅野喜高君)

高平聡雄様。

[表彰状伝達]

事務局長 （浅野喜高君）

続きまして、議会広報選考会入選議会表彰の伝達を行います。

大和町議会広報常任委員会委員長伊藤 勝様、副委員長藤巻博史様、前にお進み願います。

〔表彰状伝達〕

事務局長 （浅野喜高君）

おめでとうございます。

ここで、大須賀議長からお祝いの言葉がございます。

議 長 （大須賀 啓君）

一言、お祝いの言葉を申し上げます。

本日、平成28年第1回大和町議会定例会の開会に当たり、議員各位のご臨席のもとに、去る2月5日に全国町村議会議長会より、並びに2月16日に宮城県町村議会議長会より地方自治功労者として表彰を受けられました堀籠日出子副議長、大崎勝治議員、高平聡雄議員、おめでとうございます。また、たいわ町議会だより、宮城県町村議会議長会より奨励賞として表彰されました。まことにおめでとうございます。議会を代表いたしまして、一言、お祝いの言葉を申し上げます。

表彰を受けられました議員各位におかれましては、長年にわたり町議会議員として在職され、豊かな識見と、とうとい経験、そして卓越した手腕をもって地方自治の発展に貢献されました。その功績に対しまして、表彰に浴されたものであります。このことは、本人はもとより、議会の名誉でもあります。ここに、町勢発展と住民福祉の向上に寄与されましたご功績に対しまして、衷心より敬意と祝意を申し上げます。

また、たいわ町議会だよりにつきましては、全国的にも評価されているところであり、議会広報常任委員会の皆さんのご努力に感謝と敬意をあらわす次第であります。大変おめでとうございます。

受賞者各位におかれましては、今後一層ご自愛の上、地方自治の限りない発展のためにご活躍されますよう心からご祈念申し上げ、簡単ではありますが、お祝いの言葉とさせていただきます。本日は大変おめでとうございます。

事務局長 （浅野喜高君）

ここで、地方自治功勞を受賞されました4名の議員を代表いたしまして、大崎勝治議員より御礼のご挨拶があります。

1 6 番 （大崎勝治君）

謝辞。表彰者を代表いたしまして、一言、お礼のご挨拶を申し上げます。

今般は、私ども4名の議員が全国町村議長会長、そのうち2名の議員が宮城県町村議会議長会長からも自治表彰の栄に浴することができました。このことは、長い間私たちの議員活動を支えていただきました多くの町民の皆様のお支えとご協力、議員の皆さん、浅野町長を初めとする執行部の皆様方のご指導とご鞭撻によるものと深く心から敬意と感謝を申し上げるものであります。特に、ただいまは大須賀議長からはこれまた身に余るお言葉を賜りました。まことにありがとうございました。

今後、私たちが目指す方向は違ってくるかもしれませんが、今まで以上に、きょうの表彰をばねに、誠心誠意努力し、研さんを積んでまいらる覚悟でございます。

最後に、本議会のますますの活性化と充実、そして大和町の限りない発展をご祈念申し上げます、お礼のご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

事務局長 （浅野喜高君）

ありがとうございました。

以上で地方自治功勞表彰者並びに議会広報選考会入選議会表彰の伝達式を終わります。

会議に入る前に、ここで代表監査委員をご紹介します。

昨年の12月定例会におきまして代表監査委員のご承認をいただき、12月24日付で就任されました櫻井貴子代表監査委員が今回の定例会から出席することになりますので、ここでご紹介をさせていただきます。

代表監査委員 （櫻井貴子君）

櫻井貴子と申します。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

午前10時17分 開会

議 長 （大須賀 啓君）

それでは、皆さん、改めましておはようございます。

ただいまから平成28年第1回大和町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番今野善行君、3番千坂裕春君を指名します。

日程第2「会期の決定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月11日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月11日までの15日間に決定しました。

議 長 （大須賀 啓君）

諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は印刷してお手元に配付しているとおおりです。ご了承ください。

町長より施政方針の表明があります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

第1回大和町議会定例会開催に当たりまして、施政方針、ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日ここに、平成28年第1回大和町議会定例会が開催されるに当たり、平成28年度の行財政運営の考え方と一般会計当初予算案を初めといたします諸議案の概要についてご説明いたしますので、よろしくごお願い申し上げたいと思います。

初めに、ただいま堀籠副議長からご披露がありましたが、平成20年から議会議長として地方自治の振興発展にご貢献されたご功績により、全国町村議会議長会並びに宮城県町村議会議長会から表彰を受けられました大須賀 啓議長、そして、大須賀議長からご披露がありましたが、昭和63年から議会議員として長きにわたり在職され、地方自治の振興発展にご貢献されましたご功績により、全国町村議会議長会から表彰を受けられました大崎勝治議員、並びに平成12年から議会議員として地方自治の振興発展にご貢献されましたご功績により、全国町村議会議長会並びに宮城県町村議会議長会から表彰を受けられました堀籠日出子副議長、高平聡雄議員には、まことにおめでとうございます。町民を代表いたしまして、心からお祝いを申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げる次第でございます。

また、重ねてただいまご披露がありましたが、第35回宮城県町村議会広報選考会におきまして、「たいわ町議会だより」が奨励賞を受賞されました。まことにおめでとうございます。議会広報常任委員会の皆様方に改めて敬意を表しますとともに、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げるところでございます。

さて、ことしは、大和町町制施行60周年に当たった昨年に東日本放送の放送開局40周年記念として撮影制作されました、國恩記を題材とし、磯田道史先生の「無私の日本人」を原作といたしました松竹映画「殿、利息でござる」の一斉公開とともに春を迎えようとしております。

大和町の先人たる吉岡宿の住民が私財をなげうち、みずから抛出した大金を藩に貸し付けて利息を交付してもらい、宿場の住民の困窮した生活を豊かにし、宿場町を立て直そうとしたことは、まさに現在の地方創生の原点とも言えるものであります。先人たちの築き上げた貴重な歴史を礎にまちづくりが進められてきたことに改めて感慨を深めるとともに、多くの先達の方々の英知とたゆまぬ努力、そして議員皆様を初めとします町民皆様の協力によりまして本町はすばらしい躍進を遂げてまいりましたことに改めて敬意を表し、深く感謝申し上げる次第であります。

このほか、未曾有の東日本大震災の発生から5年を目前とした昨年9月11日に、関東・東北豪雨災害が発生し、昭和61年の8・5豪雨災害さえ上回る甚大な被害を受け

たところでございます。幸いにして人的な被害こそなかったものの、暮らしの基盤、そして基幹産業であります農作物や町道、上下水道、学校等各種公共施設、農業用施設等に甚大な被害をもたらしました自然の脅威を、改めて思い知らされたところでございます。被災されました皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

今後におきましても、異常気象などによります自然災害が増加し、予想を超える被害の発生も懸念されますことから、本町地域防災計画を基本とした防災減災対策に取り組みながら、安全・安心のまちづくりを推進していかねばならないと考えておるところでございます。

次に、指定廃棄物最終処分場建設の件でございますが、昨年12月13日に8回目となります宮城県内の市町村長会議が開催されましたが、席上、本町といたしましては、現地調査着手が2年連続で越年することにつきましては、これ以上我慢できるものではなく、候補地を返上し、今後は現地調査を一切受け入れない考えを示し、候補地となっております栗原市、加美町とそろって候補地を返上する意向を伝えたところであります。

その後、1月16日に政府において分散保管を継続し、処分場の建設断念も視野に入れたとの報道があり、安堵したものの、同日、環境省からそのような事実はない旨の公式発表があり、重ねて2月4日の茨城県の会議においては、環境省も軌道修正をして分散保管を容認するなど、混沌とした状況で推移しておりますことは、候補地であります本町の町民の生活や感情を無視した、まことにもって容認することのできない状況でございます。

さらに、2月17日には、井上環境副大臣が宮城県庁を訪れ、県内の廃棄物の放射能濃度を再測定した結果、国の基準値であります1キログラム当たり8,000ベクレルを上回る廃棄物が全体の3分の1以下に減ったことを村井知事に報告し、基準値を上回った廃棄物については県内1カ所で処理する従来方針を堅持することを伝えました。そして、村井知事は、3月末までに県主催の市町村長会議を開き、再測定結果を踏まえ、県内1カ所で集約管理する環境省の方針や、基準値以下と未指定の廃棄物の扱いなどについて首長の意見を聞くとの報道がありました。

本町といたしましては、最終処分場建設には断固反対であり、「大和町指定廃棄物最終処分場建設に断固反対する会」を初め、関係各種団体と連携をとりながら、候補地は既に返上したとの立場で、一貫して建設に対しては絶対反対の決意をもって、国の動向を注視するとともに情報収集に努め対処してまいりますので、議員皆様方のご協力をお願いいたしますのでございます。

さて、我が国の政治経済の状況であります。平成27年度の日本経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善し、原油価格の低下等により交易条件が改善する中で、緩やかな回復基調で推移してまいりました。ただし、年度の前半においては新興国経済の減速の影響等もあって輸出が伸び悩み、個人消費及び民間投資の回復におくれが見られたところであります。

国においては、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の実現に向けて、平成27年11月26日に、一億総活躍社会の実現に向け緊急に実施すべき対策を取りまとめたところであります。雇用・所得環境が改善する中、緊急対策等の効果もあって、景気は緩やかな回復に向かうことが見込まれておるところでございます。

28年度の我が国の経済は、緊急対策など既定の諸施策の推進等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環がさらに進展するとともに、交易条件が緩やかに改善する中で、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれるものであります。物価につきましても、経済の好循環の進展や、需給が引き締めりの中で上昇し、日本銀行の「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入決定により、2%の物価安定の目標を安定的に持続する効果と相まって、デフレ脱却に向けてさらなる前進が見込まれるものであります。

なお、先行きのリスクとしましては、アメリカの金融政策の正常化が進む中、中国を初めとする新興国等の景気の下振れ、金融資本・商品市場の動向、地政学的な不確実性等に留意する必要があるものと思われまます。

報道によれば、日本経済は踊り場にあり、輸出・生産は上向きつつあるものの、暖冬の影響もあって個人消費は弱含みにあるとされています。中国経済の減速や株価の急落・為替の円高推移といった金融市場の変動を背景に、企業マインドや収益には下押し圧力がかかっていると見られており、経済の活動水準は潜在生産量を引き続き下回っているとの見方でありまます。先行きの日本経済は、在庫調整の進捗や天候要因の解消などを支えに、緩やかに持ち直すものと見られております。

国においては、平成27年7月に「平成28年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を閣議決定し、この中で平成28年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された経済・財政再生計画の初年度の予算であり、「手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むものであること。歳出全般にわたり、平成25年度予算から平成27年度の予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、

施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する」とされました。

このような方針に基づいて編成されました国の一般会計予算の規模は、総額96兆7,218億円とし、前年度予算に比べ0.4%増の予算となり、歳入では、税収が法人課税、消費課税等の改正を行うとして前年度予算比5.6%増の57兆6,040億円を見込み、歳出では、医療や介護などの社会保障費については、一億総活躍社会の実現に向けて、希望出生率1.8、介護離職ゼロの目標に資する施策について、安定財源を確保しつつ、重点的・効果的に拡充するなどの経済・財政再生計画の目安に沿って社会保障関係費の伸びを抑制しながらの、めり張りのきいた社会保障関係予算とされたところであります。これらの結果、28年度の社会保障関係費は、27年度当初予算額に対しまして1.4%、4,412億円増の31兆9,738億円となりました。

地方財政につきましては、「基本方針2015」を踏まえまして、国の一般歳出の取り組みと基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源は、30年度までにおいて、27年度の水準を下回らないよう実質同水準を確保することとされましたが、27年度の地方交付税交付金の加算のうち別枠加算2,300億円につきましては、地方税収等の状況を踏まえて廃止することとされました。

また、歳出面では、27年度の地域経済基盤強化・雇用対策費8,450億円を4,450億円に縮減するなどの歳出の抑制を図る一方で、地方における現下の喫緊重点課題に対応するため、当面の間の措置としまして、仮称であります重点課題対応分2,500億円、公共施設等の老朽化対策のための追加費用といたしまして1,500億円が計上されたところであります。

また、まち・ひと・しごと創生事業費は、引き続き1兆円を計上することとされました。地方特例交付金につきましては、個人住民税におけます住宅借入金等特別控除による減収額を補填するとして、1,233億円が計上されました。

以上の結果から、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる地方交付税交付金は、27年度当初予算額に対して2,591億円、1.7%減の15兆1,578億円、地方交付税交付金と地方特例交付金を合わせた地方交付税交付金等は、27年度当初予算額に対して2,547億円、1.6%減の15兆2,811億円となったところであります。

また、同特別会計から地方団体に交付されます地方交付税交付金は、27年度当初予算額に対しまして546億円、0.3%減の16兆7,003億円となったものであります。

こうしたことによりまして、平成28年度地方財政計画の規模は、対前年度比0.6%増の85兆7,700億円ほどとなっております。

さらに、東日本大震災に係ります震災復興特別交付税につきましては、27年度当初予算額に対しまして1,096億円、16.6%減の4,802億円の計上となっております。

次に、町の平成28年度の予算編成について申し上げます。

予算編成は、昨年10月29日に開催いたしました予算編成説明会において方針を示すことによりスタートしたものでございますが、今年度も平成28年度から3年間の財政見通しを策定し、単年度ごとの政策、事業執行に加え、町の課題への対応検討を複数年度の財政状況を踏まえまして、計画的な対策対応を図ることとしたものでございます。

基本方針につきましては、国の予算編成や地方財政対策、制度改革に対して、その動向の把握に努め、迅速かつ的確な対応を図ることとし、地方の創生と人口減少に向けた取り組みといたしまして、新しい日本のための優先課題推進枠や社会保障・税一体改革等に適時適切に対応する必要があるとしたものであります。本町の歳入予算の根幹であります町税につきましては、一定水準は確保できるものの、大幅な増額は見込めない見通しであり、さらに地方交付税は、基準財政収入額が上向く見通しであることや、国の方針においても普通交付税は前年度より伸びは見込めないことから、財政状況は厳しい環境に直面いたしております。一方、歳出におきましては、扶助費が子育て支援等から引き続き自然増となる状況であり、維持補修費は、施設の老朽化により費用も増加傾向にございます。

投資的経費につきましては、継続事業であります防災行政無線放送施設整備事業が最終年次を迎えますとともに、（仮称）大和町南部コミュニティセンター建設事業が本格化いたします。さらに、宮床中学校の大規模改修事業並びに校庭拡張事業などの実施時期が限定されております大型事業が実施されますとともに、第四次総合計画の見直しやまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定などにより新たな取り組みが必要となるなど、厳しい状況にあるところでございます。

このため、平成28年度町政運営の基本方針といたしましては、財源が限定される厳しい財政状況を踏まえ、既存事業、新規事業を問わず、事業のPDCAサイクルの確認とスクラップ・アンド・ビルドによる事務事業の見直しを実施し、特に政策的に実施する事業につきましては、その必要性和効果を改めて検証することとしたものであります。

編成いたしました予算を通して新年度の町の財政を見ますと、歳入面では転入者の増加や進出企業の操業、景気持ち直しの見通しから、個人町民税が約1億1,100万円、法人町民税が約2億800万円の増加、固定資産税においては企業進出による家屋及び

償却資産の増加見通しから約4,000万円の増加、軽自動車税の税率変更により約1,100万円、町たばこ税についても約2,400万円の増加が見込めることから、町税全体では約4億1,100万円の増額計上といたしております。

一方、平成27年度収入状況や平成28年度地方財政対策から地方譲与税、利子割、配当割等交付金につきましては、前年度ほぼ同額の計上とし、地方消費税交付金につきましては、7,200万円の増額計上としたものであります。また、臨時財政対策債は、前年度より5,000万円増の4億円とし、さらに総務債、民生債、衛生債、教育債においては減となりましたことから、町債総額は2,760万円増の4億840万円を見込み、歳出の公債費元金償還額との増減により年度末町債残高は約1億7,290万円減少する見通しとなっております。

国庫支出金につきましては、宮床中学校大規模改修事業に係ります教育費負担金が約4,000万円の増、都市再生整備計画事業に係ります土木費国庫補助金が約1億1,100万円の増額により、結果として約13億1,300万円となったものであります。

また、県支出金は、再生可能エネルギー等導入事業補助金、国勢調査などの統計調査費委託金、選挙委託金等の減により約9,900万円減の約5億7,800万円となっております。

地方交付税につきましては、地方財政対策での伸び率と平成27年度実績により、普通交付税で約1億5,900万円の減額を見込んでおりますが、東日本大震災復興特別区域法に基づく固定資産税減免相当分について交付されます震災復興特別交付税約2,000万円の増額の見込みにより、結果として約1億3,900万円減額の約14億1,500万円となったものであります。

基金繰入金は、財政調整基金から7億7,000万円、まちづくり基金から約5億1,000万円、防衛施設周辺調整交付金基金から8,300万円、学校校舎建設基金から8,000万円の繰り入れを措置いたしております。

次に、歳出であります。新年度の予算編成に掲げております重点事業や主な施策についてご説明申し上げます。

最初に、「もっと夢を、大和町に生きる気概と誇りを子どもたちに」についてでございます。

第1に、教育環境の整備といたしまして、宮床中学校の大規模改修事業を実施いたしますとともに、手狭になりました校庭の拡張事業により必要スペースの確保を図ってまいりますとともに、吉岡小学校の耐力度調査を実施いたすものであります。

第2に、「大和町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけられます学習の場

の提供と自然豊かな環境の中での「志」を高める事業、放課後学習や土曜学習「まほろば塾」、林間教育などの人づくりプロジェクト事業を新たに実施してまいるものがあります。また、児童の学習環境の充実と学力向上のための総合的な児童支援を行ってまいります。

また、学校施設及び社会教育関係施設の老朽化対策につきましては、総合体育館の修繕事業を継続して実施いたしますほか、老朽度合いの修繕工事を行ってまいります。

次に、「もっと安心を、子育て・福祉・健康支援を一人ひとりの町民に」についてであります。

第1に、「あんしん子育て医療費助成事業」の対象者を所得制限なしで18歳までに拡大して、入院・通院の保険診療の自己負担金を助成するものであります。

第2に、「第3子支援事業」であります。これは、次代を担う子供の誕生を祝福するとともに、健やかな成長を願い、第3子以降のお子さんが誕生された家庭、並びに3人目以降のお子さんの小中学校入学時に祝い金等をお贈りするものでございます。

第3に、公共交通機関を日常的に利用して通学されている高校生などに対しまして定期券購入費用の一部を助成いたします「高等学校等通学費助成事業」の実施であります。継続事業といたしましては、私立保育園運営事業、放課後児童クラブ運営事業、また、1月にスタートいたしました児童支援センター運営事業などを引き続き実施し、安心して出産・子育てができる環境の確保を図ってまいります。

そのほかにも、本庁舎窓口へ手話通訳者並びに生活保護相談員の配置を図り、来庁される方々のご不便の解消を図る所存でございます。

また、母子保健事業や健康たいわ21推進事業、食育推進事業を継続して実施してまいりますとともに、がん検診や一般健診につきましては、受診率の向上を図り、町民の皆様の健康を支え守るための社会環境の整備を図ってまいるものでございます。

次に、「もっと安全を、災害に強い町に」であります。

防災対策の充実に関しましては、被災後5年を迎えようとしております東日本大震災や、昨年発生いたしました9・11関東・東北豪雨災害を教訓に、地震や風水害、火災等に備えた防災対策の強化を図るために、最終年次を迎えます防災行政無線放送施設整備や小型動力ポンプ付軽積載車の購入、耐震性貯水槽の整備、防災マップの作成を行うこととしております。

治水対策の促進につきましては、降水による浸水、越水の解消を図るための継続事業といたしまして、明ヶ沢川の改修を実施いたします。

次に、「もっと元気を、文化・産業・交流・賑わいを大和町に」であります。

第1といたしまして、もみじヶ丘、杜の丘地区の住民の皆様方のコミュニティーの醸成と交流活動、サークル活動の拠点であります（仮称）大和町南部コミュニティセンターの整備であります。コミュニティセンターには児童館、出張所を併設し、地域コミュニティーの拠点施設とともに学童保育の需要等に対応するほか、防災倉庫等の防災機能も充実させて、南部地域の拠点避難施設として位置づけるもので、平成28年内の完成を目途とし、平成29年4月の開館供用開始とするものであります。

第2に、農林水産業の振興に関してであります。TPP交渉や国の農政改革など、本町の基幹産業であります農業経営を取り巻く環境は厳しさを増しておりますことから、農業再生支援事業といたしまして、農地・水・環境の良好な保全と資質向上を図るため、多面的機能支払交付金事業、水田農業対策事業等を中心に農業水田対策の推進を図ってまいります。

また、農業経営基盤の整備といたしまして、八志田堰用水路改修事業や大角地区ため池整備工事を継続して実施することとし、さらに中山間地域の耕作放棄地の防止・解消を図るため、国の補助制度を活用して中山間地域等直接支払交付金事業に取り組んでまいります。

林業振興は、森林機能の多面的機能保持の観点からの民有林育成を図るため、森林整備活動支援交付金事業や森林病虫害等防除事業の推進に引き続き取り組んでまいります。

第3に、商工業振興でございます。企業の誘致につきましては、大和リサーチパーク地内等への企業の誘致、立地も順調に推移しておるところであり、新たな雇用の創出などを視野に入れながら、今後も財政基盤の確立や就労の場の確保に向けて、引き続き企業誘致活動を展開してまいります。

また、中小企業者の資金面の支援策としまして、中小企業振興資金の利子補給や債務保証料等の支援を継続することとし、さらに商店街の再生と活性化を図るため、サブロー商品券の発行の補助をするなど、商工振興事業や商店街担い手支援事業を引き続き取り組んでまいります。

第4に、観光事業の推進であります。冒頭申し上げました東日本放送の開局40周年を記念に企画されました松竹映画「殿、利息でござる」の公開につきましては、本町にとりましてもまさに千載一遇の絶好の機会であると考えておるところです。一人でも多くの町民の皆様映画を鑑賞いただきますとともに、これを機に本町に観光においていただく皆様を心から歓迎し、大和町を満喫していただきますために、27年度に引き続きまして、観光施設の維持補修、整備を図りますとともに、映画の舞台となり

ました吉岡地区の観光案内等につきましても、ボランティアの皆さんにもご活躍をいただきながら、まさにおもてなしの心でお楽しみいただける、来てよかったと感じていただける組織や活動主体の整備、まほろば夏まつりやお立ち酒全国大会、そして島田蛤まつりなどとの連携を図ってまいり所存でございます。

第5に、ごみ収集体制・処理施設の充実に関しましては、各行政区で設置いたしておりますクリーンステーションの整備促進を図るとともに、黒川地域行政事務組合で進めておりますごみ焼却施設更新整備関連事業を進め、あわせて周辺地域を含めた地域環境整備事業に取り組んでまいり所存でございます。

第6に、社会資本の整備であります、交通基盤の充実・強化に関しましては、もみじヶ丘幹線3号線、大崎三ノ関線等の路線の維持修繕を行うほか、町の単独事業といたしましては、桧木上舞野線、蒜袋宮前線等の整備に取り組んでまいります。特定防衛施設周辺整備調整交付金事業といたしましては、高田線ほかの路線の改良事業を継続して実施する予定といたしておるところでございます。そのほか、防犯灯の省エネ改修事業、町営住宅の老朽化維持対策事業といたしまして外壁塗装等修繕事業を実施してまいります。

上下水道関係につきましては、漏水対策といたしましての配水管布設事業、公共下水道の整備事業といたしましては長寿命化対策やマンホールトイレの設置等を実施し、住環境及び産業活動環境、公衆衛生の向上と防災対策をあわせて図ってまいります。

第7に、大学等との連携についてであります、宮城大学との連携では、27年度に職員を派遣し緊密な連携をとってまいりましたが、28年度においては、さらに職員研修の一環として科目履修生に職員を参加受講させる予定といたしております。

また、健康づくりの部門では、仙台大学と連携し、地区モデル事業といたしまして、吉田地区におきまして、肥満の予防と健康的な運動習慣や食習慣の正しい知識の普及啓発を図り、子供からの健康づくりを進めてまいり所存でございます。

第8に、公共交通の充実・強化に関しましては、平成27年度に引き続きデマンドタクシーを運行することとし、町民バスにつきましては、通学利用が多い宮床線について、運行便数の増加を図るとともに、通学利用者利便性向上のために、割引率を引き上げた高校生専用回数券を発行いたします。

最後に、「そして創生を」でございます。

第1は、「みんなで進める協働のまちづくり」であります。町民サービス向上に配慮した組織体制として、行政組織強化のために職員研修の強化を図ってまいります。職場内研修のほかに、職場外の研修といたしまして、市町村職員研修所への研修派遣

を行うほか、宮城大学の職務関連科目につきまして科目履修生としての参加、新規採用職員の陸上自衛隊大和駐屯地生活体験入隊を行い、人口増加や多岐にわたる行政需要に対応するため、事務の効率化や迅速化などの町民サービスの向上に資する職員の資質の向上に努めます。

第2は、平成27年度に策定いたしました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の具現化であります。大和町の強みを生かし、「みんなが誇りと愛着を持って住み続けられる町の実現」を目指し、具現化、事業化に取り組んでいく所存であります。

第3は、「計画の進行管理と推進体制」であります。本町のまちづくりの基本目標や基本方針として平成21年3月に策定いたしました第四次総合計画は、社会情勢の変化や新たな課題などを踏まえ、また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図りながら、「子育て」「定住」「教育」をキーワードに見直しを行ったところがあります。平成28年度は、見直し後の初年度といたしまして、中心市街地の活性化、町の特徴を発信することを主要課題に事業の展開等を行っていく所存であります。

以上が、平成28年度の主要施策の概要であります。経常的な施策事業につきましても、あわせて措置しているところであります。

これらの内容を盛り込みました一般会計当初予算額の概要であります。一般会計予算総額は109億2,400万円で、前年度に比較し13億5,300万円、約14.1%の増となったところあります。

これに充てます財源につきましては、町税44億6,735万7,000円、地方交付税14億1,545万1,000円、国庫支出金13億1,377万2,000円、県支出金5億7,829万8,000円、町債4億840万円とその他の収入のほか、財政調整基金7億7,000万円、まちづくり基金5億1,100万円、学校校舎建設基金8,000万円、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金8,300万円等の基金繰入金をもって充当することといたしております。

次に、特別会計予算について申し上げます。

初めに、国民健康保険事業勘定特別会計では保険財政共同安定化事業拠出金の減額を、介護保険事業勘定特別会計は介護保険給付費の増額となっております。

財産区特別会計につきましては、3財産区会計ともそれぞれ所要の措置をいたしておりますが、分収造林業務委託事業実施に伴います経費を措置いたしております。

奨学事業特別会計は、経済的な理由により修学が困難な方への貸し付け事業について所要の措置をいたしております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合納付分の増加から増額措置となったものであります。

下水道事業特別会計につきましては、補助事業での管路長寿命化や単独事業での末端管路整備並びに管理が主体となっており、公債費償還も含め減額の措置といたしております。

農業集落排水事業特別会計につきましては、区域内の加入促進とともに維持管理業務経費を措置したものであります。

戸別合併処理浄化槽特別会計につきましては、設置浄化槽の維持管理経費を措置しております。

水道事業会計につきましては、施設耐震化の設計業務、水道管等マッピング業務委託、受託工事等を行い、安全・安心、安定的な給水に資するよう維持管理に努めてまいります。

水道事業会計を除きます平成28年度の各種会計予算の総額は、166億3,447万5,000円となり、前年度当初予算と比較しまして8.3%、12億7,265万2,000円の増となったところであります。

以上が平成28年度当初予算概要でございます。

次に、平成27年度補正予算についてご説明申し上げます。

議案第19号の一般会計は、補正額2億8,930万9,000円を増額し、総額を108億6,670万3,000円とするもので、主なものは、各費目におきまして人件費の調整、総務費では情報セキュリティー強化に要する経費の追加、医療費助成に係る基金の積み立てにより増額であります。

民生費では、臨時福祉給付に要する経費、障害者医療費助成の追加及び国民健康保険・介護保険特別会計への繰出金、衛生費は、ごみ処理施設建設に係ります黒川地域行政事務組合への追加負担金を措置し、農林水産業費は、農業振興関係融資資金の利子補給金の追加、水田農業対策事業補助の追加を行い、商工費では、映画「殿、利息でござる」のPR関係の費用を追加し、土木費は、道路橋梁の改良等の契約の差金を減額措置し、教育費におきましても、各種契約等の確定により増額する措置をいたしております。災害復旧費におきましては、被災ごみの処理に要した経費と査定が完了しました河川と公園に係ります災害復旧費を追加し、そのほか財源の振りかえ、差金の減額を措置したものでございます。

その他各種事業につきましては、事業執行に伴います精算調整の措置を行っております。

これらの財源措置といたしましては、地方交付税2億7,676万1,000円、国庫支出金2億2,752万6,000円、財産収入496万円、寄附金363万8,000円の追加と分担金及び負

担金1,059万3,000円、使用料及び手数料210万9,000円、県支出金662万7,000円、繰入金2億355万2,000円、町債860万円の減額対応などとしております。

次に、特別会計の補正予算についてであります。議案第20号の国民健康保険事業勘定特別会計は、人件費及び共同事業拠出金等による調整、議案第21号の介護保険事業勘定特別会計は、介護サービス給付費の追加等の予算を措置しております。

議案第22号の宮床財産区特別会計は、地区集会施設修繕事業助成補助金の財源といたしまして一般会計への繰出金追加、議案第23号の吉田財産区特別会計は、事務事業執行による減額、議案第24号の落合財産区特別会計は、繰越金と基金繰入金の財源の振りかえ調整を行っております。

議案第25号の奨学事業特別会計は、奨学金貸付金の確定により減額を、議案第26号の後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療広域連合納付金の精算減額を行っております。

議案第27号の下水道事業特別会計は、吉田川流域下水道建設及び維持管理費負担金の確定による減額、議案第28号の農業集落排水事業特別会計は、財源の振りかえ調整を実施し、議案第29号の戸別合併処理浄化槽特別会計は、浄化槽設置整備事業の確定により減額の補正を行っております。

議案第30号の水道事業会計は、資本的支出で西川橋配水管移設事業、配水池緊急遮断弁設置工事に係る事業費調整を行っております。

次に、本日提出しております議案について、その概要をご説明申し上げます。

初めに、承認第1号は、平成27年度一般会計補正予算につきまして専決処分を行ったことに対する承認を求めるものでございます。

一般会計補正予算につきましては、9,892万7,000円を追加して、歳入歳出の総額を105億7,739万4,000円とするものでございます。

歳入につきましては、関東・東北豪雨によります補助分の農林施設災害復旧に係る県補助金1,492万5,000円、分担金及び負担金33万1,000円、歳出の見合いで財政調整基金から6,827万1,000円を追加し、補助裏の災害復旧債1,540万円を措置し、歳出では、農林施設災害復旧費単独分としまして6,572万9,000円を、同じく農林施設災害復旧費補助分としまして3,319万8,000円を追加するものであります。

議案第1号は、任期付職員の給与の特例につきまして条例により定めるもの。

議案第2号は、大和町いじめ問題対策連絡協議会に関しまして必要な事項を条例により定めるもの。

議案第3号は、議会活性化委員会の決定により、大和町議会政務活動費の金額につ

いて条例により定めるもの。

議案第4号から議案第6号につきましては、平成28年4月1日施行の行政不服審査法の全面改正に伴い、影響する条例の整備を行うもの。

議案第7号は、大和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、番号利用事務及び庁内連携事務につきまして規則に定めるように改めるもの。

議案第8号につきましては、勤務の始業時刻午前8時30分と終業時刻午後5時30分を改めることなく、職員の勤務時間数を8時間から7時間45分に改めるべく、午後3時から15分間の休憩時間がとれるよう関係条例を改正するもの。

議案第9号につきましては、大和町職員の育児休業等に関する条例につきまして、職員の勤務時間の変更に伴う所要の改正を行うもの。

議案第10号につきましては、職員の勤務時間の変更と人事院勧告によります職員の手当につきまして関係条例の一部を改正するもの。

議案第11号は、大和町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例につきまして、期末手当の変更について所要の改正を行うもの。

議案第12号は、大和町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例について、有害鳥獣の駆除を実施する鳥獣被害対策実施隊の報酬を追加するもの。

議案第13号は、大和町税条例について、個人番号の取り扱いに一部変更があったことに伴い、条文の整理の改正を行うもの。

議案第14号から議案第16号までは、大和町心身障害者医療費の助成に関する条例等3件につきまして、個人番号の利用事務が定められたことに伴い、条文の整理を行い改正するもの。

議案第17号は、町民バスを高校生が通学に利用する際の回数券を優遇するために所要の改正を行うもの。

議案第18号は、環境審議会に関係者から説明を求められるよう条例で規定するもの。

議案第43号は、平成27年度に中間見直しを実施してまいりました大和町第四次総合計画基本計画の変更につきまして、議会基本条例に基づき議決を求めるもの。

同意1号につきましては、本年3月24日に任期満了を迎えます固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意をお願いし、同意第2号につきましては、昨年11月に欠員を生じておりました落合財産区管理委員の選任につきまして、落合財産区管理委員推薦委員会からの適任者推薦に基づき、任命に当たり議会の同意をお願いするものでございます。

以上が平成28年度に執行いたします町政の基本方針と提出議案の概要でございますが、何とぞよろしく審議をしていただきましてご可決を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願います。

議長 長 （大須賀 啓君）

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前11時12分 休憩

午前11時22分 再開

議長 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度大和町一般会計補正予算）」

議長 長 （大須賀 啓君）

日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度大和町一般会計補正予算）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長高崎一郎君。

財政課長 （高崎一郎君）

それでは、議案書の1ページをご参照をお願い申し上げます。あわせて、専決第4号事項別明細書の資料もございますので、ご準備、ご参照をお願い申し上げます。

議案書の1ページにつきましては、専決の承認をお願いするに当たりましての提案文でございます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることにつきまして、平成27年度大和町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により議会に報告しその承認を求めるものでございます。

議案書 2 ページをお願い申し上げます。

平成27年度大和町一般会計補正予算（専決第4号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,892万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億7,739万4,000円とするものでございます。

予算の補正の款項の区分につきましては、3ページ第1表によるものでございます。

第2条、地方債の補正につきましては、4ページ第2表によるものでございます。

4ページ、ご参照をお願いいたします。

農業用施設災害復旧債といたしまして、1,540万円の借り入れを行うものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

それでは、別冊の事項別明細書3ページをお開きをお願い申し上げます。

初めに歳入でございますが、13款1項3目災害復旧費分担金でございます。33万1,000円を追加措置するものでございます。これは、農業用施設災害復旧費受益者の負担金でございます。町発注分の補助分の災害復旧事業の補助金の残金の10分の2、事業費総額にいたしますと2%に相当するものを分担金として頂戴するものでございます。

16款2項9目災害復旧費県補助金につきましては、農業用施設災害復旧事業に係ります県補助金でございます。事業費全体の10分の9に相当するものでございます。1,492万5,000円の追加を見込むものでございます。

19款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、歳出の見合いで6,827万1,000円を追加し、3億9,544万3,000円とするものでございます。

22款1項4目災害復旧債につきましては、農業用施設災害復旧債といたしまして1,540万円の借り入れを行い、計4,390万円といたすものでございます。

歳入につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長（大塚弘志君）

4ページ目でございます。

10款3項3目農林施設災害復旧費につきましては、昨年9月の関東・東北豪雨によりまして被災したものでございます。国災の箇所につきましては10月23日に開催され

ました議会全員協議会におきましてご説明申し上げた箇所でございますけれども、新たに嘉太神ため池の放流路が対象になったものでございます。

内容でございます。13節委託料につきましては、大平排水機場及び西川排水機場等の災害復旧事業が町発注事業ではなく県営事業で実施となったことによりまして、調査設計費が県負担となったことによりまして、相当分を減額をお願いするものでございます。

15節工事請負費につきましては、落合三ヶ内地区の農地災害復旧工事ほか4カ所につきまして、町が事業主体となって復旧事業を行うものに係るものでございます。

19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、大平及び西川の排水機場、それから舞野及び鳥屋の揚水機場、加えまして嘉太神ため池の放流路に関します県営での災害復旧事業に係る負担金でございます。補助金につきましては、農業施設等小災害復旧事業に対しまして補助するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4 「議案第 1号 大和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例」

日程第 5 「議案第 2号 大和町いじめ問題対策連絡協議会等条例」

日程第 6 「議案第 3号 大和町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例」

- 日程第 7 「議案第 4 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」
- 日程第 8 「議案第 5 号 大和町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」
- 日程第 9 「議案第 6 号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例」
- 日程第 10 「議案第 7 号 大和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 11 「議案第 8 号 大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 12 「議案第 9 号 大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 13 「議案第 10 号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 14 「議案第 11 号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 15 「議案第 12 号 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 16 「議案第 13 号 大和町税条例の一部を改正する条例」
- 日程第 17 「議案第 14 号 大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 18 「議案第 15 号 大和町あんしん子育て医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 19 「議案第 16 号 大和町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 20 「議案第 17 号 大和町町民バス等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 21 「議案第 18 号 大和町環境基本条例の一部を改正する条例」
- 日程第 22 「議案第 19 号 平成 27 年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第 23 「議案第 20 号 平成 27 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 24 「議案第 21 号 平成 27 年度大和町介護保険事業勘定特別会計

補正予算」

日程第 2 5 「議案第 2 2 号 平成 2 7 年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

日程第 2 6 「議案第 2 3 号 平成 2 7 年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」

日程第 2 7 「議案第 2 4 号 平成 2 7 年度大和町落合財産区特別会計補正予算」

日程第 2 8 「議案第 2 5 号 平成 2 7 年度大和町奨学事業特別会計補正予算」

日程第 2 9 「議案第 2 6 号 平成 2 7 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第 3 0 「議案第 2 7 号 平成 2 7 年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

日程第 3 1 「議案第 2 8 号 平成 2 7 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第 3 2 「議案第 2 9 号 平成 2 7 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

日程第 3 3 「議案第 3 0 号 平成 2 7 年度大和町水道事業会計補正予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第 4、議案第 1 号 大和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例から日程第 33、議案第 30 号 平成 27 年度大和町水道事業会計補正予算までを一括議題とします。朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

それでは、議案書 5 ページをお開き願いたいと思います。

議案第 1 号 大和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例でございます。

この条例は、専門的な知識経験を有する者を専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合や一定の期間内に終了することが見込める事業等に従事させるために、関する条例を整えるものでございます。例としましては、定年後の県の職員または学校の教員、その他臨時保育士などで任期付職員として採用することを考えておるものでございます。

それでは、第1条でございます。この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）の第3条第2項、第4条、第6条第2項、第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条、職員の任期を定めた採用についてでございます。専門的な知識経験を有する者を専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の第1号から第4号に掲げるいずれかに該当する場合で、期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合は、職員を選考により任期を定めて採用することができるものでございます。

第1号につきましては、専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、必要とされる業務に従事させる職員を確保することが一定の期間困難である場合。第2号、専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものや、その他専門的な知識経験の性質上、必要とされる業務の期間が一定の期間に限られる場合。第3号、専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、職員を確保することが一定の期間困難である場合。第4号、業務の最新の専門的な知識経験を必要とするもので、専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合、任期を定めて採用することができるものでございます。

次に、第3条におきましては、職員を下記の1号から2号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合は、任期を定めて職員を採用することができるものであります。第1号、一定の期間内に終了することが見込める業務。第2号、一定の期間内に限り業務量の増加が見込める業務。

第2項につきましては、任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号の業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、任期を定めて職員を採用することができることを設けたものでございます。

第4条、任期の特例についてです。業務の終了の時期が当初の見込みを超えてさらに一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により任期を延長することが必要な場合でも、最長5年とするものでございます。

第5条、任期の更新について。第2条及び第3条の規定により任期を定めて採用さ

れた職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならぬことを設けたものでございます。

第6条、給与の特例についてです。給料月額は、大和町職員の給与に関する条例、給料表の再任用職員欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とするものでございます。

2項につきましては、昇給昇格は適用しないものとするものでございます。

第3項につきましては、給与条例第22条第3項及び第23条第2項第2号の規定の適用については、これらの規定中「再任用職員」を「任期付職員」と読みかえるものとするものでございます。

第7条、分限及び懲戒です。第7条では、任期付職員は、大和町職員の懲戒の手續、効果等に関する条例の規定を適用するものでございます。

次に、第8条、この条例の施行に関する必要な事項は、規則で定めるものでございます。

7ページでございます。

附則です。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長（櫻井和彦君）

それでは、続きまして、議案書8ページのほうをお開きいただきたいと思っております。あわせて、説明資料をご準備いたしております。議案第2号関係と条例議案説明資料議案第2号～第18号関係、この2つの資料のほうをよろしく願いいたします。

議案第2号 大和町いじめ問題対策連絡協議会等条例についてご説明をいたします。

いじめ防止対策推進法の規定に基づきまして、いじめ問題対策連絡協議会及び附属機関を設置するため、大和町いじめ問題対策連絡協議会等条例を制定するものでございます。

制定の内容でございますが、学校の設置者である町は、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、対策を実効的に行うための組織を置くことができることになったことから、協議会等の設置、所掌事務、組織運営等に関し必要な事項を定めるものでございます。

初めに、この条例制定の背景となっておりますいじめ防止対策推進法についてご説明をさせていただきたいと思っております。

恐れ入りますが、説明資料の議案第2号関係、こちらの1ページのほうをお開きいただきたいと思っております。

この法律につきましては、平成25年6月28日に成立いたしまして、同年の9月28日に施行されたものでございます。

いじめ防止対策推進法の概要ということで大きく4つの視点に分けたものでございます。初めに1の総則でございまして、ここでは、いじめとは何を指すのかというものの定義を示したものでございます。2つ目、いじめの防止基本方針等でございますが、いじめ防止等のための対策に関する基本的方針の策定、及び地方公共団体にいじめ問題対策連絡協議会を置くことのできる定めとなるものでございます。3つ目でございます。基本的施策・いじめの防止等に関する措置は、学校の設置者及び学校が講ずべき事項の定めでございます。4つ目でございます。重大事態への対処でございますが、学校の設置者またはその学校、地方公共団体の長が行う調査に関する定めとなるものでございます。

次に、同じく資料の2ページ、3ページのほうをお開きいただきたいと思っております。

こちらが、いじめ防止対策推進法の抜粋でございます。

この中の太字、アンダーラインの部分をごらんいただきたいと思っておりますが、法第14条第1項、こちらがいじめ問題対策連絡協議会の設置規定でございます。次に、法第14条第3項及び第28条第1項がいじめ問題対策調査委員会の設置規定、法第30条第2項がいじめ問題再調査委員会の規定となるものでございます。

今回の条例につきまして、この3つの協議会等を設置するものでございます。

それでは、議案書の8ページのほうにお戻りいただきたいと思っております。

条文の説明をさせていただきます。

第1章、総則でございます。

第1条につきましては、この条例を制定する趣旨をお示ししております。いじめ防止対策推進法の規定に基づき、大和町いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2章は、大和町いじめ問題対策連絡協議会についてでございます。

第2条は設置、第3条については所掌事務についてお示しをしております。所掌事務は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとなります。

第4条は、組織についてでございます。委員は15名以内とし、関係行政機関、学校職員、保護者などから教育委員会が委嘱あるいは任命を行い、任期は2年とさせていただきます。

第5条のほうに入ります。9ページのほうをお開きいただきたいと思います。

第5条は会長、副会長、第6条は会議、第7条は守秘義務、第8条は委任についての定めとなっております。

次に、第3章、大和町いじめ問題対策調査委員会についてでございます。

第9条は、設置の規定でございます。

第10条は所掌事務でございますが、こちらの委員会につきましては、教育委員会の諮問に応じまして、次に掲げる事務を調査、審議することとなるものでございます。

1点目でございますが、いじめ防止等のための対策に関する調査研究等に関すること、2点目として、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査に関することの2点でございます。

第11条につきましては、組織についてお示ししております。委員は10名以内といたしまして、法律、教育、心理等について専門的な知識及び経験を有する方から教育委員会が委嘱を行い、任期は2年とさせていただきます。

第12条は委員長、副委員長、第13条は特別な事項を調査するための臨時委員の定め、第14条は会議、関係者の出席、資料の提出、第15条は委任、第16条は第7条の規定をこの委員会のほうに準用することの定めでございます。

次に、第4章でございます。大和町いじめ問題再調査委員会についての定めでございます。

第17条は、設置になります。

11ページのほうをお願いいたします。

第18条は、所掌事務についてのお示しをしております。こちらの所掌事務といたしましては、町長の諮問に応じまして、法第28条第1項の規定によります調査の結果について必要な調査を行うものでございます。

第19条は、組織についてでございます。5名以内の委員を法律、教育、心理等に関する専門的な知識及び経験を有する方から町長が委嘱するものとしまして、任期は委嘱の日から所掌事務が完了する日までという規定になってございます。

第20条は、第7条、第12条、第14条及び第15条の準用についてお示したものでございます。

附則といたしまして、施行期日でございますが、公布の日から施行させていただく

ものでございます。

附則の第2項といたしまして、特別職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。いじめ問題対策連絡協議会会長、日額6,100円、委員、日額5,900円、いじめ問題対策調査委員会委員長、1万700円、委員が日額9,800円、いじめ問題再調査委員会委員長、日額1万700円、委員、日額9,800円となるものでございます。

なお、条例議案説明資料議案第2号～第18号関係の資料のほうの1ページのほうをごらんいただきたいと思います。

こちらが新旧対照表となるものでございます。

学校給食審議会の次にいじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策調査委員会及びいじめ問題再調査委員会を追加するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長 （大須賀 啓君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

それでは、議案書12ページをお願いいたします。あわせて、説明資料2ページをお開き願いたいと思います。

なお、議案第3号から11号まで、一括して説明させていただきます。よろしくお願いたします。

議案第3号 大和町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例でございます。

大和町議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年大和町条例第4号）の一部を次のように改正するものでございます。

説明資料の2ページで説明させていただきます。

第4条第1項中「5千円」を「1万円」に、第5条第1項中「5千円」を同じく「1万円」に改めるものでございます。

なお、この件につきましては、2月12日に大和町特別職給与等審査会を開催いたしまして全員の賛成により町長へ答申されたもので今回お願するものでございます。

それでは、議案書12ページにお戻りください。

附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

よろしく申し上げます。

次に、13ページをお開き願いたいと思います。あわせまして、説明資料3ページをお願いいたします。

議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

この条例は、平成28年4月1日施行の行政不服審査法の全面改正に伴い、法律に合わせて影響する条例の整備を行うもので、大和町情報公開条例と大和町個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

説明資料3ページの新旧対照表で説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

第7条、公開の請求に対する決定等についてです。第3項の「不服申立て」を「審査請求」に改めるものでございます。

第9条、項目の「不服の申立て等」を「審査請求等」に改め、内容を請求者の不服申し立てする期間を決定があったことを知った日の翌日から起算して「60日以内」を「3箇月以内」に改めるものでございます。第2項につきましては、情報公開条例で対応するため行政不服審査法では適用しないものと改めるものを19条の次に加えるものです。以下の項目を切り下げるものでございます。

4ページをお開き願いたいと思います。

第19条の2、審査会への諮問につきましては、情報公開条例に関するものの請求の場合は第1号、第2号を除き、その審査請求を受理した日の翌日から起算して14日以内に大和町情報公開審査会に諮問しなければならないことを設けたもので、第2項は、諮問を受けた大和町情報公開審査会は、審査し、審査を求められた日の翌日から起算し、原則として90日以内に実施機関に対しその審査結果を報告するよう努めなければならないことを設けたものです。また、第3項は、実施機関は、大和町情報公開審査会の報告を尊重し、前項の報告を受理した日の翌日から起算して7日以内に、審査請求について採決し、理由を付して審査請求人に通知しなければならないことを設けたものでございます。

第20条、情報公開審査会の設置については「前条第2項」を「前条第1項」に改め、また、「不服申立て」を「審査請求」に改めるものです。3項につきましては、「不服申立人」を「審査請求人」に改めるものでございます。

次に、5ページをお開き願います。

大和町個人情報保護条例関係でございます。

第24条の2、審理員による審理手続に関する規定の適用除外を追加するもので、大和町個人情報保護条例に対応するため行政不服審査法では適用しないことを追加するものです。

第25条、救済手続については、大和町個人情報保護条例に関するものの請求の場合は、第1号から第3号を除き、その審査請求を受理した日の翌日から起算して14日以内に大和町個人情報保護審査会に諮問しなければならないことに改めたものでございます。第3項につきましては、「不服申立てについて決定し」を「審査請求について裁決し」に改め、また、「不服申立人」を「審査請求人」に改めるものです。

第34条、意見等の聴取等につきましては、「不服審査申立人」を「審査請求人」に改めるものでございます。

議案書の14ページをお願いいたします。

附則です。第1項、施行期日でございます。この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行日の平成28年4月1日から施行するものです。

2項の経過措置につきましては、行政庁の処分その他の行為または不作為についての不服申し立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為または条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例によるものでございます。

よろしくをお願いいたします。

次に、続きまして、議案書16ページをお願いいたします。あわせて、説明資料6ページをお願いいたしたいと思っております。

議案第5号 大和町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例でございます。

大和町固定資産評価審査委員会条例（昭和30年大和町条例第20号）の一部を次のように改正するものです。

この条例も、平成28年4月1日施行の行政不服審査法の全面改正に伴い、法律に合わせて影響する条例の整備を行うもので、大和町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものであります。よろしくをお願いいたします。

説明資料6ページからの新旧対照表で説明させていただきます。

第4条2項の審査の申出、第1号、「住所」の次に「又は居所」を追加するものです。第2号、「審査の申出に係る処分の内容」を追加し、以下を繰り下げるものでございます。第3項につきましては、「住所」の次に「又は居所」を追加し、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」から「行政不服審査法施行令（平

成27年政令第391号) 第3条第1項」に改めるものでございます。6項につきましては、審査申出人は、代表者などがその資格を失ったときには、書面でその旨を委員会に届けなければならないことを追加するものでございます。

第6条、書面審理、第2項につきましては、前項に規定にかかわらず、電子メール等弁明書を提出することができることを規定により新たに設けたもので、以下項を切り下げたものでございます。第3項は、2項で電子メール等により弁明書が提出できるようになったことにより、ただし書きの規定を削除するものでございます。第5項は、審査申出人から反論書の提出があったときは、町長に送付しなければならないことを規定を設けたものでございます。

また、9条の下に第10条、第11条を加え、切り下げるものでございます。

第10条、手数料の額等については、行政不服審査法の規定により納付しなければならない手数料の額を定めたもので、第1号は、書類を複写機等により複写出力したもので用紙1枚につき10円、カラー50円を設けたものでございます。第2号、電子メール、オンラインを使用して複写出力される用紙1枚につき10円を制定したものでございます。第2項は、手数料を収入印紙で納付することを設けたものでございます。また、以下の1号から3号に掲げる場合はこの限りでない旨を定めたものでございます。

8ページをお願いします。

第1条、手数料の減免につきましては、経済的困難により手数料を納付できないと認めるときは、1件につき2,000円を限度としまして手数料を減額し、または免除することができることを定めたものでございます。2項におきましては、手数料の減免または免除を受けようとする場合は理由を記載した書面を提出すること、3項につきましては、審査申出人が生活保護等により扶助を受けている場合は書面の添付を求めるものでございます。

第12条、議事についての調書については、書記は「前3条に規定」を「第7条から第9条までに規定」に改めるものでございます。

第13条、決定書の作成。13条につきましては、決定書の作成の内容を明文化したものでございます。

第15条、関係者に対する費用の弁償。条例番号「(平成3年大和町条例第4号)」を挿入したものでございます。

議案書18ページをお願いいたします。

附則です。第1項、施行期日。この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

第2項、適用区分。改正後の固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条、第11条並びに第13条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申し出を除く）については、なお従前の例によるものであります。

以上であります。よろしくお願いたします。

議長（大須賀 啓君）

暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長後藤良春君。

総務課長（後藤良春君）

それでは、議案書19ページをお開き願います。あわせて、説明資料10ページをお願いいたします。

議案第6号 大和町手数料徴収条例（平成12年大和町条例第3号）の一部を次のように改正するものでございます。

説明資料10ページで説明させていただきます。

第2条、種類及び金額についてでございます。第34号から第36号までを加えるものでございます。第34号は、複写機により複写した場合で片面白黒で10円、カラー50円。第35号は、電磁的記録から出力した場合で片面白黒10円、カラー50円。第36号は、電子メール等から出力した場合で片面白黒10円と定めたものでございます。

第7条、減免については、「（第2条第34号から第36号までに掲げる手数料を除く。

以下この条において同じ。) 」を加えるものでございます。

第7条の2、経済的困難により手数料を納付できないと認めるときは、1件につき2,000円を限度とし、手数料を減額し、または免除することができることを定めたものでございます。また、第1号は、不服審査法第9条を読みかえるものでございます。第2項において、手数料の減額または免除を受けようとする場合は理由を記載した書面を提出し、3項においては、審査請求人が生活保護等により扶助を受けている場合は書面の添付を求めるものでございます。

議案書20ページをお願いいたします。

附則です。この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案書21ページをお願いいたします。あわせて、説明資料12ページをお願いいたします。

議案第7号 大和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例は、ご承知のとおりマイナンバー法の独自利用にかかわる条例の一部を改正するものでございます。よろしく申し上げます。

それでは、説明資料12ページからの新旧対照表で説明させていただきます。

第5条第1項中「町長が別に」を「規則で」に改めるものでございます。

また、別表第1、第2とも内容は同じでありますので、あわせて説明させていただきます。別表第1と第2の機関の1と2と5の町長部局の事務欄を「事務であって受給資格の確認に関する事務」を「事務にあつて規則で定めるもの」に改めるものでございます。別表1と2も同じなんですけれども、次の3と4と6と7と8を町長部局の事務欄に「事務であつて規則で定めるもの」を追加するものでございます。

議案書の25ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行し、改正後に当たっては平成28年1月1日から適用するものでございます。

よろしく申し上げます。

次に、議案書26ページをお願いします。説明資料17ページをお願いいたします。

議案第8号 大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例に当たりまして、人事院勧告等で国の政策に基づき実施しているものでございまして、現在、全国で8時間勤務体制を行っている市町村は12市町村のみ、県内

に当たっては大和町と色麻町だけになっております。このような状況でございますので、今回提出させていただいたものでございます。

それでは、17ページの新旧対照表で説明させていただきます。

第2条、1週間の勤務時間についてでございますが、「40時間」を「38時間45分」とするものです。3項は、「16時間から32時間まで」を「15時間30分から31時間まで」とするものです。4項は、「32時間」を「31時間」とするものです。

第3条、週休日及び勤務時間の割振りについては、第2項の1日に「8時間」を「7時間45分」に改めるものでございます。

18ページをお願いいたします。

第8条の2、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務については、第2号で「小学校」の後に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加えるものでございます。

議案書26ページをお願いいたします。

附則です。この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

よろしくをお願いいたします。

次に、議案書27ページ、説明資料19ページをお願いいたします。

議案第9号 大和町職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

説明資料19ページの新旧対照表で説明させていただきます。

第11条、育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態の第1号及び第2号中、1週間当たりの勤務時間が「20時間、24時間又は25時間」を「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改めるものでございます。

議案書27ページをお願いいたします。

附則です。この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

よろしくをお願いいたします。

次に、議案書28ページ、説明資料20ページをお願いいたします。

議案第10号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

説明資料20ページからの対照表で説明させていただきます。

第23条、勤務手当につきましては、2項第1号の「100分の75」を「100分の85」に改め、第2号の「100分の35」を「100分の40」に改めるものでございます。

21ページをお願いいたします。

第12条、地域手当、第2項でございますが、今のところ大和町には該当いたしません。

んが、出向職員に該当しますので改正するものでございます。1号中、1級地を100分の20に、第2号中、2級地を100分の16に、第3号中、3級地を100分の15に、第4号中、4級地を100分の12に、第5号中、5級地を100分の10に、第6号中、6級地を100分の6に改め、第7号で7級地100分の3を加えるものでございます。

第14条の2、単身赴任手当でございますが、第2項中「23,000円」を「30,000円」に、「45,000円」を「70,000円」に改めるものでございます。

22ページをお開き願いたいと思います。

第17条、時間外勤務手当につきましては、第1項及び第2項中「8時間」を「7時間45分」に改め、第4項中「40時間」を「38時間45分」に改め、第7号中「8時間」を「7時間45分」に改めるものでございます。

第22条の3につきましては、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改めるものでございます。

第23条、勤勉手当につきましては、第2項第1号中「100分の85」を「100分の80」に改め、第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に改めるものでございます。

24ページをお願いします。

24ページにつきましては、別表第1号に改めるもので、説明は省略させていただきます。よろしくをお願いします。

議案書にお戻り願いまして、33ページをお願いいたします。

附則でございます。第1項、この条例は、公布の日から施行するもので、ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

第2項、第1条の規定による改正後の大和町職員の給与に関する条例の規定は、平成27年12月1日から施行するものです。

第3項につきましては、給料の切替えに伴う経過措置によるものでございます。

第4項につきましては、給与の内払で、改正後の支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものでございます。

第5項に関しましては、必要な事項は規則で定めるものでございます。

よろしくをお願いいたします。

次に、議案書35ページをお願いいたします。あわせまして、説明資料の29ページをお願いいたします。

議案第11号でございます。大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

説明資料29ページで説明させていただきます。

第3条第4項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改めるものでございます。
30ページをお願いいたします。

同じく第3条第4項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改めるものでございます。

議案書35ページにお戻り願いたいと思います。

附則です。第1項、施行の期日等についてでございますが、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

第2項につきましては、改正後の規定は、平成27年12月1日から適用するものでございます。

第3項につきましては、改正前に支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものでございます。

よろしく申し上げます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長（大塚弘志君）

議案書36ページでございます。

議案第12号 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

別冊の説明資料につきましては31ページでございますので、ご参照をお願いいたします。

大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表（第2条関係）でございます。環境審議会の次に次のように加えるものでございます。鳥獣被害対策実施隊員につきましては、隊長、年額1万円、副隊長、年額8,000円、分隊長、年額7,000円、隊員、年額5,000円とするものでございます。

有害鳥獣の捕獲につきましては、現在大和町有害鳥獣捕獲隊に依頼をしておりますけれども、農作物等の被害拡大に伴いまして捕獲隊員の活動が今後ますます増大するものと予想されますことから、従事される方々の身分及び補償につきましては、拡充及

び強化を図るものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

どうぞよろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

税務課長三浦伸博君。

税務課長 （三浦伸博君）

それでは、議案書37ページをお願いいたします。

議案第13号 大和町税条例の一部を改正する条例でございます。

恐れ入りますが、条例議案説明資料の32ページ、議案第13号関係新旧対照表をあわせてお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、平成28年度の税制改正大綱におきまして一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針を踏まえまして、税条例の一部を改正するものでございます。

なお、条例の一部改正につきましては、総務省より改正につきましての改正案が示されておりまして、それにのっとり今回一部改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりましてご説明を申し上げます。

大和町税条例の一部を次のように改正するものでございます。

第51条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に、第2項第1号中「又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」の文言を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改めるものでございます。

次に、第71条第2項中及び第139条の3第2項中の「納期限前7日」を「納期限」に改め、第139条の3第2項第1号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」の文言を「法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は

名称)」に改めるものでございます。

恐れ入ります。議案書の37ページをお願いいたします。

附則でございます。施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

それでは、議案書38ページをお願いいたします。

議案第14号でございます。大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正の趣旨としましては、マイナンバー制度開始によりまして心身障害者医療費の助成に関する条例の関連条項につきまして所要の改正を行うもので、文言の整理を行うものでございます。

説明資料の条例新旧対照表34ページをお願いいたします。

第5条第4項中、旧、アンダーラインの部分であります「審査の結果」を「を受理したときは、当該申請に係る事実について審査のうえ、その結果」に、第6条中の見出し、旧、アンダーライン部分であります「受給資格」を「所得額」に、同条中、旧、アンダーラインの部分であります「決定する場合において」を「審査し、決定するため又はその他必要があると認めるとき」に、旧、アンダーライン部分であります「若しくは被扶養者の所得の額並びに必要な書類の確認」を「及び被扶養者又はその他必要と認める者の所得の額を公簿等により確認」に改めるものでございます。

議案書38ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は公布の日から施行し、改正後の条例規定につきましては平成28年1月1日から適用するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

それでは、議案書39ページをお願いいたします。

議案第15号 大和町あんしん子育て医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例であります。

今回の条例改正につきましては、大和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例で規定しております独自利用事務の個人番号及び特定個人情報に関連する部分について、事務処理を明確にするために関連条文を整理しようとするものでございます。

説明につきましては、別冊の条例議案説明資料35ページで説明をさせていただきますので、そちらをお願いいたします。

説明資料35ページであります。こちらは大和町あんしん子育て医療費の助成に関する条例の新旧対照表であります。

第5条は受給資格の登録に関して定めているものでありまして、第4項の申請書を受理した際の事務につきまして、「の審査の結果」を「を受理したときは、当該申請に係る事実について審査のうえ、その結果」に改めるものであります。

第6条は、見出し中「受給資格」を「所得額」に改め、所得額の確認に関する事務につきましては、「審査又は決定するため」を「審査し、決定するため又はその他必要があると認めるとき」に改め、「又は被扶養者の所得の額並びに必要な書類の確認」を「及び被扶養者又はその他必要と認める者の所得の額を公簿等により確認」に改めるものであります。

議案書39ページにお戻りをお願いいたします。

附則としまして、公布の日から施行し、改正後の大和町あんしん子育て医療費の助成に関する条例の規定は、平成28年1月1日から適用とするものであります。

よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書40ページをお願いいたします。

議案第16号 大和町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例であります。

今回の条例改正につきましては、大和町あんしん子育て医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例と同様に、大和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例で規定しております独自利用事務の個人番号及び特定個人情報に関連する部分

について、事務処理を明確にするために関連条文を整理しようとするものであります。

説明につきましては、別冊の条例議案説明資料の36ページで説明をさせていただきますので、そちらをお願いいたします。

説明資料36ページであります。こちらは大和町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の新旧対照表であります。

第5条は受給資格の登録に関して定めているものでありまして、第4項の申請書を受理した際の事務につきまして、「の審査の結果」を「を受理したときは、当該申請に係る事実について審査のうえ、その結果」に改めるものであります。

第6条は、見出し中「受給資格」を「所得額」に改め、所得額の確認に関する事務につきまして、「審査又は決定するため」を「審査し、決定するため又はその他必要があると認めるとき」に改め、「若しくは被扶養者の所得の額並びに必要な書類の確認」を「及び被扶養者又はその他必要と認める者の所得の額を公簿等により確認」に改めるものであります。

恐れ入りますが、議案書40ページにお戻りをお願いいたします。

附則としまして、公布の日から施行し、改正後の大和町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の規定は、平成28年1月1日から適用とさせていただきますものであります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

議案書41ページをお開き願います。

大和町町民バス等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

大和町町民バス等の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正をするもので、改正の趣旨につきましては、高校生の通学支援の一環として、高校生通学回数券を新たに発行するものです。

改正の内容につきましては、条例議案説明資料37ページ、大和町町民バス等の設置及び管理に関する条例新旧対照表で説明をさせていただきます。

別表2（第7条関係）の町民バス等使用料に、高校生通学回数券として100円12枚

つづりの回数券を新たに加えるものでございます。

議案書にお戻り願います。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案書42ページをお願いいたします。

議案第18号 大和町環境基本条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

大和町環境基本条例の一部を次のように改正するもので、改正の趣旨につきましては、大規模開発行為につきましては環境審議会で調査審議しておりますが、事業者等の関係者から専門的な説明を求めることができる旨の条例規定がありませんので、条例整備を行うもので、あわせて審議会の組織及び運営についても条例整備を行うものです。

改正の内容につきましては、条例議案説明資料38ページ、大和町環境基本条例新旧対照表で説明をさせていただきます。

目次中「第4章環境審議会（第30条）」を「第4章環境審議会（第30条～第35条）」、「第5章雑則（第36条）」に改めるものでございます。

39ページをお願いします。

第30条に見出しとして環境審議会を付し、同条第5項から第9項までを削除するものです。

第31条につきましては、環境審議会の組織について定めるものでございます。

40ページをお願いします。

第32条につきましては、委員の任期について定めるものでございます。

第33条につきましては、会長及び副会長の選任方法及びその職務について定めるものでございます。

第34条につきましては、会議の招集方法、成立要件、議事決定方法、及び会長は必要があると認めるときは会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる旨を定めるものでございます。

第35条につきましては審議会の庶務について定め、第36条につきましては委任事項について定めるものでございます。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長高崎一郎君。

財政課長（高崎一郎君）

それでは、議案書44ページをお願い申し上げます。あわせまして、事項別明細書（第6号）という別冊の資料をご準備をお願い申し上げます。

議案第19号 平成27年度大和町一般会計補正予算（第6号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ2億8,930万9,000円を追加いたしまして、予算額を108億6,670万3,000円とするものでございます。予算補正の款項の区分につきましては、45ページから48ページの第1表によるものでございます。

第2条は、繰越明許費につきまして、第2表により規定するものでございます。

第3条は、地方債の補正でありまして、第3表により規定したものでございます。

恐れ入りますが、議案書49ページをお願い申し上げます。

第2表繰越明許費につきましてご説明を申し上げます。

平成28年度へ繰り越して執行する見込みのある事業につきまして、限度額の内容で議決をお願いするものでございます。表に基づきましてご説明を申し上げます。

2款1項情報セキュリティ強化対策事業であります。限度額は7,378万8,000円でございます。

2款1項防災行政無線施設整備事業、限度額につきましては1億8,539万5,000円あります。

2款2項固定資産税基礎資料更新業務委託、限度額は280万4,000円あります。

3款1項低所得者の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金事業及び事務費であります。限度額につきましては7,232万円あります。

3款2項子ども・子育て支援システム改修業務委託であります。限度額は193万3,000円あります。

7款2項町道蒜袋宮前線改良事業であります。限度額は147万5,000円あります。

7款2項橋梁点検補修事業であります。限度額は1,622万8,000円あります。

7款3項準用河川改修事業であります。限度額は4,873万4,000円あります。

9款3項宮床中学校校庭造成計画調査設計業務委託であります。限度額は852万4,000円あります。

10款2項道路災害復旧事業であります。限度額は321万6,000円あります。

10款3項農林施設等災害復旧事業であります。限度額は9,577万8,000円あります。

10款3項道路災害復旧事業であります。限度額は9,967万5,000円であります。

10款3項河川災害復旧事業であります。限度額235万1,000円であります。

10款3項都市施設災害復旧事業であります。限度額は670万4,000円であります。

10款3項学校施設災害復旧事業であります。限度額は2,050万6,000円であります。

合計で15件、金額にいたしまして6億3,943万1,000円でございます。

50ページをお願いいたします。

第3表地方債補正であります。

まず初めに、追加につきましては、都市施設災害復旧事業、調整池の災害復旧事業の補助裏の財源措置といたしまして新たに借り入れをするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表に記載のとおりでございます。

51ページをお願いいたします。

起債の変更であります。まず初めに、水道会計出資金につきましては、2,570万円から1,510万円への減額変更とするものでございます。道路橋梁補助災害復旧債につきましては、事業費の確定により2,620万円から2,500万円に減額変更し、小学校施設補助災害復旧債につきましても、事業費の確定により230万円から220万円に減額変更するものであります。

それでは、別冊の事項別明細書3ページをご参照をお願い申し上げます。

初めに、歳入でございます。

第11款地方交付税第1項地方交付税1目地方交付税につきましては、黒川地域行政事務組合で建設しておりますごみ処理施設の建築に係ります震災復興特別交付税の追加でございます。1節地方交付税2億7,676万1,000円を見込むものでございます。

第13款分担金及び負担金第1項分担金2目教育費分担金につきましては、小中学校に係ります日本スポーツ振興センターへの保護者分担金の確定によります減額でございます。3目災害復旧費分担金につきましては、農林水産業施設災害復旧事業に係ります受益者負担金232万5,000円を見込むものであります。

第2項負担金1目民生費負担金2節児童福祉費負担金につきましては、保育所の入所児童の確定によります保護者負担金1,281万3,000円を減額するものであります。

第14款使用料及び手数料第1項使用料につきましては、1目総務使用料につきましては町民バス使用料につきまして、2目農林水産使用料につきましてはふれあい農園の使用料につきまして、3目教育使用料はまほろばホールの使用料につきまして、それぞれ収入の見込みに基づきまして減額措置するものであります。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金1目民生費国庫負担金につきましては、保険基

盤安定負担金、障害者援護費負担金、児童福祉費負担金、老人福祉費負担金の交付決定によるもので、計2,886万9,000円を見込むものでございます。

4ページをお願いいたします。

2目災害復旧費国庫負担金1節公共土木事業災害復旧費負担金335万1,000円は、関東・東北豪雨災害における道路橋梁等の災害復旧事業に係る国庫負担金を見込むものであります。

第2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節無線放送施設整備補助金は、事業費の確定によります減額でございます。2節電子計算費補助金1,193万1,000円は、社会保障・税番号制度システム整備費の確定によるものと、新たな事業といたしまして、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金によるものであります。4節個人番号カード交付事業費補助金、5節個人番号カード交付事務費補助金につきましては、事業の確定によります補助金の追加でございます。

2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金につきましては、子ども・子育て支援事業の実績に基づきます国庫補助金の追加であります。3節臨時福祉給付金給付事業費補助金並びに4節臨時福祉給付金給付事務費補助金につきましては、新規事業の追加によります国庫補助金の追加でございます。民生費国庫補助金合わせまして7,786万5,000円の追加であります。

5目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金は、田中橋修繕事業の事業費の確定による減額であります。2節社会資本整備総合交付金につきましては、(仮称)大和町南部コミュニティセンター建設費に係ります交付金を追加するものであります。土木費国庫補助金合わせまして7,800万2,000円の追加でございます。

7目教育費国庫補助金1節教育総務費補助金は、私立幼稚園就園奨励費の精算によるものであります。2節小学校費補助金、3節中学校費補助金は、要保護児童生徒の援助費の確定によるものであります。

8目特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、事業の確定並びに追加交付決定があったものであります。

5ページをお願いいたします。

16款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金であります。国庫負担金同様に保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付費、児童福祉費負担金、老人福祉費負担金、災害救助費負担金の交付決定によるものであります。

同じく2項県補助金であります。2目民生費県補助金につきましては、1節社会福祉費補助金15万5,000円、3節児童福祉費補助金10万8,000円は、歳出見込みによる調

整であります。

3目衛生費県補助金2節環境衛生費補助金につきましては、再生可能エネルギー等導入事業の事業費確定によります減額でございます。

4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金につきましては、農業経営基盤強化資金利子補給費の繰上償還による減額、新規就農者促進対策資金利子補給費の精算、直接支払推進事業費の確定、経営体育成支援事業費としまして農業機械被災農家に対します助成事業の確定、担い手経営発展支援事業としまして集落営農組織の法人化と新規組織化への助成費の確定、農地集積・集約化対策事業の経営転換協力金の精算、農作物等豪雨災害対策事業といたしまして大豆、野菜等の種子の購入費、生産確保対策への助成など、合わせまして288万円の追加でございます。

6目市町村振興総合補助金につきましては、対象事業の確定による精算であります。

6ページをお願いいたします。

9目災害復旧費県補助金につきましては、1節農地等災害復旧事業補助金といたしまして、災害査定設計委託事業の調整額としまして167万4,000円を追加し、3節被災児童生徒就学支援事業補助金としましては、事業の確定によります調整額といたしまして384万2,000円を追加するものであります。

3項委託金1目総務費委託金5節選挙費委託金につきましては、県議会議員選挙執行費の精算によります892万円の減額であります。

17款財産収入1項財産収入2目利子及び配当金につきましては、財政調整基金、学校校舎建設基金、まちづくり基金、防衛施設周辺調整交付金基金のそれぞれの利子収入につきまして精算額の見込みによる調整でございます。

18款寄附金1項寄附金3目教育費寄附金は、プロゴルファーの大山志保さんからの寄附と、短歌振興にとお寄せいただきました寄附金を計上したものでございます。4目ふるさと寄附金につきましては、1月末日までお寄せいただきました実績により計上するものでございます。

19款繰入金1項特別会計繰入金1目財産区特別会計繰入金につきましては、向原地区集会施設の修繕に対します助成事業の財源繰入といたしまして宮床財産区特別会計から一般会計に繰り入れを行うものでございます。

7ページをお願いいたします。

2項基金繰入金は、財源の見通しがついたことから基金の取り崩しを事業費の見通しにより減額調整等を行うものであります。財政調整基金、東日本大震災復興基金につきましては、繰り入れの一部を戻し入れし、まちづくり基金につきましては、その

全額を戻し入れするものであります。防衛施設周辺調整交付金基金繰入金につきましては、歳出の見合いで1,000万円を取り崩すものであります。

21款諸収入5項雑入1目納付金につきましては、学校給食費納付金の見込みによります345万9,000円の減額調整であります。2目場外車券売場交付金につきましては、実績見込みによります79万円の減額であります。3目雑入につきましては、農業者年金業務委託手数料、小鶴沢処理場関連事業受託事業費、前年度医療の給付実績によります後期高齢者医療広域連合からの精算金ほかの収入の見込みによりまして1,215万4,000円を計上するものであります。

22款町債1項町債につきましては、衛生債を2,570万円から1,510万円に、災害復旧債の道路橋りょう補助災害復旧債を2,620万円から2,500万円に、小学校施設補助災害復旧債を230万円から220万円に減額し、都市施設災害復旧債330万円を追加するものであります。

歳入につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

次に、8ページの歳出でございます。

1款1項1目議会費の3節職員手当につきましては、一般職員の人件費の調整を行ったものでございます。

次に、2款1項1目一般管理費でございます。2節給料、3節職員手当等及び4節共済費につきましては、一般職員の人件費の調整を行ったものでございます。

以下、各款の2節、3節、4節の人件費に関しましては、同様の調整を行ったものでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、2目文書広報費の11節は、「広報たいわ」印刷製本費精算見込みによる減額をしたものでございます。12節は、取り扱う郵便料の増加に伴い、増額をするものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長高崎一郎君。

財政課長 （高崎一郎君）

続きまして、3目財政管理費であります。25節積立金につきましては、財政調整基金から発生いたしました利子見込み額によります積み立て、ふるさと応援基金はふるさと寄附金を積み立てし、まちづくり基金積立金につきましては利子収入の見込み額によります調整を行うものでございます。

続きまして、5目財産管理費でございます。12節役務費につきましては、役場本庁舎の電話料につきまして見込み額に不足を生じますことから追加補正をお願いするものであります。13節委託料であります。体育センター南側の竹林の伐採により生じました伐採竹木が予想外に多量であったことから処理業務の委託費用114万6,000円と、役場庁舎の来庁者用駐車場及び職員駐車場の除雪経費100万円を追加補正をお願いするものでございます。23節償還金利子及び割引料につきましては、鶴巣大平地内の公共物使用料の過年度分につきまして錯誤による過納がありましたので、返還金2万2,000円の補正をお願いするものでございます。

以上であります。

議長 （大須賀 啓君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

9ページをお願いいたします。

6目企画費についてご説明申し上げます。企画費につきましては、企画管理費、防衛施設周辺整備対策費、地域活性化事業費、町民バス運行事業費、金取地区地域振興事業費でございます。

11節需用費につきましては、総合計画見直しによります計画書印刷費を計上しておりましたが、年度内での印刷完了が難しいことから、減額補正をお願いするものでございます。

12節役務費につきましては、（仮称）大和町南部コミュニティセンター建築に係ります建築確認申請代行手数料について減額補正をお願いするものでございます。

13節委託料につきましては、町民バス運行业務委託料の精算見込みによります減額補正、及び（仮称）大和町南部コミュニティセンター建築工事施工管理業務の業務委託費の減額補正をお願いするものでございます。

15節工事請負費につきましては、（仮称）大和町南部コミュニティセンター建築工

事費の減額補正、金取北地区防犯灯設置工事費の精算見込みによります減額補正、映画「殿、利息でござる」の上映に伴いまして旧上町セブニーイレブン店舗を案内所として活用するため、改修工事によります補正をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金として、（仮称）大和町南部コミュニティセンター水道加入金の補正、補助金として、三畑地区集団移転10周年記念事業が今年の豪雨被害により中止されたことによる減額補正、及びまちづくり活動推進会への応募団体がなかったことから減額補正をお願いするものでございます。

25節積立金につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金の2次交付の内定があり、歳入とともに歳出について計上するもので、あんしん子育て医療費助成事業に係る基金積み立ての補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 （大須賀 啓君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

次に、7目電子計算費でございます。11節は、キャット等ウイルス対策ライセンス、消耗品の経費の精算見込みによる減額でございます。

12節役務費は、本庁と総合体育館とのネットワーク契約を終了したものでございます。

13節につきましては、国民年金機構の情報漏えいを踏まえまして、総務大臣によりセキュリティー対策を強化するよう通知があったことによりまして、セキュリティー強化といたしまして情報系とインターネットを分離するなどセキュリティー強化対策を委託するため増額するものでございます。

14節につきましては、各種システム機器などの借り上げ料の精算見込みによる減額でございます。

18節につきましても、セキュリティー強化対策としましてその強化を図るため電算機器を購入するため増額を行うものでございます。

19節につきましては、マイナンバー制導入に伴う、全国に2カ所あります中間サーバーの負担額が確定したことによりまして減額をするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

8目出張諸費でございます。14節使用料及び賃借料は、テレビ聴取料の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

それでは、10ページをお願いいたします。

2款1項13目無線放送施設整備費でございます。9節旅費、11節需用費、12節役務費、13節委託料、15節工事請負費につきましては、防衛省の補助事業でありまして、防衛行政無線施設整備事業の精算見込みにより、それぞれ減額及び増額をいたすものでございます。

よろしくをお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

同じく14目諸費であります。19節負担金補助及び交付金であります。宮床向原地区の集会施設の修繕事業に係ります補助金24万円の追加補正を宮床財産区からの繰り入れによりお願いするものであります。あわせまして、活動を中止しました団体2団体に係ります宮床地区振興開発協議会の補助金8万円を減額措置するものであります。

以上であります。

議 長 (大須賀 啓君)

税務課長三浦伸博君。

税務課長 （三浦伸博君）

続きまして、2項徴税費でございます。1目税務総務費3節職員手当等につきましては、職員12名分の時間外勤務手当と、4節共済費につきましては、人件費の調整に伴います減額でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、マイナンバーカード事務に関する補正となるものでございます。7節賃金は事務補助員賃金の減額、12節役務費は郵便料等の増額、19節負担金補助及び交付金につきましてはカード関連事務委任交付金の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

11ページをお願いしたいと思います。

4項3目県議会議員選挙執行費についてでございます。選挙無競争のため、各節をそれぞれ減額するものでございます。

次に、4項4目町長選挙執行費につきましては、選挙執行経費が確定したことにより、それぞれ減額するものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

3款1項1目社会福祉総務費28節繰出金につきましては、国保特別会計の繰出金を

増額するもので、財政安定化支援事業、乳幼児医療費助成事業及び保険基盤安定制度による保険税の軽減分、保険者支援分の調整に伴うものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

2目老人福祉費8節報償費、11節需用費につきましては、敬老会等の敬老事業費の実績によります減額補正をお願いするものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、地域福祉活性化事業の事業実績によります減額の補正をお願いするものでございます。20節扶助費につきましては、敬老祝金、特別敬老祝金等の実績によります減額補正でございます。28節繰出金につきましては、介護保険事業勘定特別会計への職員給与費等の繰り出しでございます。

よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

4目国民年金費でございます。13節委託料につきましては、国民年金免除申請システム改修費用を増額補正するものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

4目障害者福祉費23節償還金利子及び割引料につきましては、平成26年度県更生医療、療養介護医療費等の負担金の確定によります償還金でございます。

13ページをお願いいたします。

6目後期高齢者福祉総務費28節繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計へ

の繰出金で、保険基盤安定負担金の確定、事務費繰り入れの調整に伴い増額補正をお願いするものでございます。

7目臨時福祉給付事業費7節賃金につきましては、低所得者の高齢者向け給付金事業に係ります事務補助員の賃金、11節需用費につきましては、消耗品、印刷製本等に要する費用、12節役務費につきましては、郵送及び振り込み等に要する通信運搬費及び手数料でございます。13節委託料につきましては、給付管理システム導入等に要するシステム改修に伴う業務委託料でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、低所得者、高齢者向け給付金の見込み額2,200人分の補正をお願いするものでございます。23節償還金利子及び割引料につきましては、平成26年度臨時福祉給付金の事務費及び事業費補助金の確定によります償還金でございます。

よろしく願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 (内海義春君)

それでは、続きまして、3款2項1目児童福祉総務費であります。23節償還金利子及び割引料につきましては、平成26年度未熟児医療費等国庫負担金の額の確定によります国への返還金であります。

3款2項3目母子福祉費は、財源の振りかえをお願いするものであります。

14ページをお願いいたします。

3款2項4目保育所費は、保育所管理費、私立保育園運営に要するものでありまして、13節業務委託料は、多子世帯、ひとり親世帯等の保育料負担軽減に対応するためのシステム改修に要する経費を追加補正をお願いするものでありまして、また、認可保育所運営委託費の減額確定見込みによります減額補正となっているところでございます。19節負担金補助及び交付金は、認可外保育施設助成事業費補助金、地域子育て支援拠点事業、延長保育事業、障害児保育事業、一時預かり事業の実績見込みによります補正をお願いするものであります。

3款2項6目子育て世帯臨時特例給付事業費であります。19節負担金補助及び交付金は、平成26年度の国庫補助金の額の確定によります国への返還金であります。

以上であります。よろしく願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 (千葉喜一君)

3項1目復興支援費8節報償費につきましては、平成27年台風18号水害に係ります災害義援金配分委員会委員の皆様の報償金をお願いするものでございます。

4款1項1目保健衛生総務費24節投資及び出資金につきましては、水道事業会計への出資金、15ページをお願いいたします、28節繰出金につきましては、水道事業会計、戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金の減額補正でございます。

よろしくお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 (小川 晃君)

続きまして、3目環境衛生費についてご説明申し上げます。8節報償費につきましては、環境基本計画策定検討委員会委員謝金についての減額補正をお願いするものでございます。11節需用費につきましては、第二次環境基本計画書印刷費を計上しておりましたが、年度内での完了が難しいことから減額補正をお願いするものでございます。15節工事請負費につきましては、宮床中学校、吉田教育ふれあいセンター、鶴巢防災センター、落合教育ふれあいセンターへの太陽光発電設備設置工事費の精算見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

4款2項1目廃棄物処理費19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地域行政事務組合への新焼却炉建設のための負担金の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

農業委員会事務局長熊谷 実君。

産業振興課農業委員会事務局長 (熊谷 実君)

5款農林水産業費でございます。1項農業費1目農業委員会費でございます。7節賃金につきましては、事務補助員の勤務動態に合わせました減額でございます。11節需用費、12節役務費につきましては、農家台帳調査業務の必要額の増額をお願いするものでございます。14節使用料及び賃借料でございます。農業委員会研修会等事業費の精算に伴う減額でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後1時58分 休 憩

午後2時08分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 (大塚弘志君)

5款1項2目農業総務費につきましては、宮床ふれあい農園の事業確定見込みに係るものでございます。16ページをお願いいたします。11節需用費の光熱水費につきましては、電気料及び水道使用料の確定見込みによります増額補正をお願いするものでございます。

5款1項3目農業振興費につきましては、事業の確定見込み、及び昨年9月の関東・東北豪雨によりまして被災しました農家などへの支援に係るものでございます。19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、有害鳥獣被害対策協議会への実績見込みによります増額補正をお願いするものでございます。補助金につきましては、

農業経営基盤強化資金利子補給費及び新規就農者促進対策資金利子補給費のそれぞれ利子の確定見込みによるものでございます。経営体育成支援事業費につきましては、豪雨により農業用機械が被災いたしました4戸の農家の方々の機械更新に対しまして補助するものでございます。農作物等豪雨災害対策事業費につきましては、被災いたしました大豆及び野菜の販売農家に対しまして種子の購入代を補助するものでございます。農地集積・集約化対策事業費につきましては、農地中間管理事業によりまして落合相川地区での経営転換協力金の確定見込みによるもの、狩猟免許等取得・更新費につきましては、事業の確定見込みによる減額補正でございます。ちなみに、新規取得者につきましては16名、更新者につきましては17名となったものでございます。

5款1項5目農地費の産業振興課分につきましては、県営ため池整備事業及び排水機場におけます洪水調整事業費、農業集落排水事業費の確定見込みに係るものでございます。13節委託料につきましては、大角地区ため池整備事業の実施設計業務委託料の確定見込みによります減額補正でございます。19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、八志田堰用水路改修事業費の確定見込みによる減額補正でございます。補助金につきましては、町内4カ所の排水機場の洪水調整事業費の確定見込みによります増額補正をお願いするものでございます。豊かなふる里保全整備事業につきましては、落合報恩寺地区の排水路整備事業費の確定見込みによります増額補正をお願いするものでございます。28節繰出金につきましては、農業集落排水事業費の確定見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

5款1項6目水田農業対策費につきましては、事業費の確定見込みによるものでございます。19節負担金補助及び交付金の補助金でございます。農業再生産支援事業につきましては、平成26年産の米価下落対策種もみ購入者に対しまして町の補助の確定がなりましたことから減額補正をお願いするものでございます。水田農業構造改革対策推進費につきましては、水田の転作等に係ります補助の確定によります増額補正をお願いするものでございます。担い手経営発展支援事業につきましては、法人化したしました砂金沢地区に40万円、集落営農組織化いたしました三ヶ内地区に20万円、それぞれ全額国庫補助によりまして助成するものでございます。

17ページをお願いいたします。

6款1項1目商工総務費につきましては、人件費の調整でございます。

2目商工振興費でございます。13節委託料につきましては、第一仙台北部中核工業団地内法面除草業務の事業確定によります減額補正、及び大和リサーチパークにタツタ電線株式会社が立地したことによります案内看板の修正に要する費用の増額補正を

合わせたものでございます。

3目観光費につきましては、映画「殿、利息でござる」に関連しての観光振興費及びまほろば夏まつりに係るものでございます。8節報償費につきましては、映画「殿、利息でござる」の観光ガイド等に対する謝礼の増額をお願いするものでございます。11節需用費の消耗品費につきましては、映画に関連しましてのPR用の名刺及びその台紙の印刷代等でございます。印刷製本費につきましては、公用車等で映画をPRしようとするものでございます。12節役務費につきましては、映画に係ります町独自の広告を行おうとするものでございます。13節委託料につきましては、映画に係ります吉岡宿の入り口看板及び案内看板などの設置、商店街シャッターを利用させていただいてのPRの委託、また、仮称でございますけれども利息ランチなどの開発委託に要するものでございます。19節負担金補助及び交付金の補助金につきましては、まほろば夏まつりの事業費確定によります減額補正をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

続きまして、7款1項1目土木総務費でございます。人件費の調整と時間外の補正をお願いするものでございます。

7款2項1目道路維持費15節工事請負費につきましては、町道新田線ほか7路線の工事費の確定見込みにより減額するものでございます。

2目道路新設改良費でございます。12節役務費につきましては、町道桧木上舞野線、蒜袋宮前線の道路用地の取得面積確定により分筆登記等の手数料を減額するものでございます。13節委託料につきましては、町道桧木上舞野線ほか3路線に係る道路橋梁の測量及び詳細設計業務の事業費確定見込みにより減額補正するものでございます。15節工事請負費につきましては、国土交通省補助事業町道幕柳大平線、田中橋、それから防衛省国庫補助事業町道高田線ほか3路線、及び町単事業町道太田小鶴沢線の工事費確定見込みにより減額補正するものでございます。17節公有財産購入費につきましては、町道桧木上舞野線、蒜袋宮前線の道路用地の確定によりまして減額補正するものでございます。18節備品購入費につきましては、防衛省の国庫補助事業で取り組んでおりました歩道除雪機械購入の事業費が確定したことにより減額補正するもので

ございます。22節補償補填及び賠償金でございます。町道桧木上舞野線支障物件の確定と蒜袋宮前線におけますマンホールポンプ移設を翌年の平成28年度に延期したことにより減額補正するものでございます。

続きまして、3項1目河川費でございます。12節役務費につきましては、準用河川明ヶ沢川の計画の一部変更に伴いまして用地取得面積が確定したことにより用地取得に係る分筆登記等の手数料を減額するものでございます。17節公有財産購入費でございます。同じく準用河川明ヶ沢川の用地取得面積の確定により減額補正するものでございます。

4項2目下水道費でございます。28節繰出金につきましては、下水道事業特別会計の確定見込みにより減額補正するものでございます。

5項1目住宅管理費でございます。15節工事請負費につきましては、工事費の確定見込みにより減額補正するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

19ページをお願いいたします。

8款1項3目消防施設費でございます。13節委託料は大和町消防団難波ポンプ庫実施設計業務及び(仮称)南部コミュニティセンター耐震性貯水施設実施計画業務の精算に伴い減額をするものでございます。15節工事請負費につきましては、大和町消防団難波ポンプ庫解体新設工事の精算見込みにより減額をするものでございます。18節備品購入費につきましても、小型動力ポンプ付軽積載車購入費、難波班のものでございますが、その精算見込みにより減額をするものでございます。

続きまして、5目災害対策費の13節委託料につきましては、災害ハザードマップの作成業務委託料であります。昨年9月に発生しました関東・東北豪雨を踏まえまして、国及び県におきまして浸水想定地区の見直しを今年度行っており、その成果を反映させるハザードマップを翌年度に作成したいため減額をするものでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長（櫻井和彦君）

続きまして、9款教育費1項教育総務費1目教育委員会費でございます。12節役務費でございますが、広告料でございますけれども、精算による減額という形になります。

次に、2目事務局費でございます。25節積立金につきましては、学校校舎建設基金へ利子分5万円の補正と、歳入でご説明がありましたが、寄附金を財源といたします学校教育振興基金への積み立て200万円を補正するものでございます。

次に、2項1目学校管理費、小学校分でございます。19節負担金補助及び交付金でございます。負担金でございますが、日本スポーツ振興センター災害共済負担金の実績見込みによります減額の補正になるものでございます。

次に、2目教育振興費でございます。7節賃金でございますが、こちらは学級支援員でございます。学級支援サポーターが年度途中で退職したことによりまして精算による減額という形になるものでございます。次に、20ページになります。20節扶助費でございます。要保護及び準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学援助費の実績見込みによります減額補正になるものでございます。

次に、3目施設整備費、小学校分でございます。15節工事請負費になりますが、執行予定額の確定見込みによります減額の補正となるものでございます。

次に、3項中学校費1目学校管理費でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、日本スポーツ振興センター災害共済負担金の実績見込みに基づきます減額補正となるものでございます。

次に、2目教育振興費でございます。扶助費でございますが、要保護及び準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費の実績に基づきます減額補正となるものでございます。

次に、4目中学校建設費でございます。13節委託料でございますが、宮床中学校の大規模改修の実施設計及び同じく宮床中学校の校庭造成計画の調査設計業務の契約によります実績に基づきまして減額の補正を行うものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長 （村田良昭君）

それでは、続きまして、9款4項社会教育費1目社会教育総務費につきましては、共済費の調整でございます。

2目公民館費につきましても、共済費の調整でございます。19節補助金につきましては、全国青年大会出場者が6名参加予定から4名に変更になったことにより減額するものでございます。

3目文化財保護費19節の補助金につきましては、2団体が活動休止により減額するものでございます。

4目まほろばホール管理費でございますが、7節賃金につきましては窓口事務員1名削減によるものでございます。12節役務費につきましては、電話料金の不足が見込まれるため増額補正をお願いするものでございます。15節工事請負費につきましては、駐車場区画白線工事の完了に伴い減額するものでございます。18節備品購入費でございますが、まほろばホールのどんちょうの原画にもなっております日下常由先生の絵画を購入するものでございますが、備品購入費残額と調整し計上したものでございます。

5項保健体育費1目保健体育総務費でございます。1節報酬につきましては、スポーツ推進員の報酬が町制施行60周年運動会等で不足が見込まれるための増額補正をお願いするものでございます。9節旅費につきましても、スポーツ推進員の費用弁償の不足が見込まれるため増額補正をお願いするものでございます。15節工事請負費につきましては、総合体育館メインアリーナの屋根塗装工事及び駐車場区画線工事完了に伴い減額するものでございます。

続きまして、2目広場管理費でございますが、15節工事請負費につきましては、宮床レクリエーション広場バックネット工事完了に伴い減額するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

続きまして、4目学校給食センター費でございます。11節需用費でございますが、燃料費でございます。こちらは主にA重油等の使用の実績見込みによります減額の補

正となるものでございます。同じく賄材料費につきましても、実績の確定見込みによります減額の補正になるものでございます。13節委託料でございます。調理等業務委託の契約を平成27年度で更新いたしまして、その確定に伴います実績見込みの補正ということになります。14節使用料及び賃借料につきましては、食器洗浄機借り上げ等の確定によります減額の補正を行うものでございます。

お願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長（佐々木哲郎君）

10款2項1目道路橋りょう災害復旧費につきましては、財源の調整でございます。

以上です。

議長（大須賀 啓君）

総務課長後藤良春君。

総務課長（後藤良春君）

次に、22ページでございます。

10款災害復旧費3項台風18号豪雨災害復旧費1目総務災害復旧費でございます。3節職員手当等、11節需用費につきましては、事業の精算見込みにより減額をするものでございます。

よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

2目衛生・環境災害復旧費でございます。豪雨災害廃棄物の処理経費に関する補正となるものでございます。13節委託料につきましては、廃棄物処理の実績見込みによる減額補正、19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地域行政事務組合への負担金の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 （大塚弘志君）

3目農林施設災害復旧費でございます。3節職員手当等につきましては、昨年9月の豪雨災害復旧事業に係ります補助率増高申請など、そういったものに対します職員の時間外手当でございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

4目公共土木施設災害復旧費でございます。財源の調整並びに目内間の事業費の調整でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

5目教育施設災害復旧費でございますが、こちらは財源の調整となるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、議案書52ページをお願いいたします。

議案第20号でございます。平成27年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,731万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億894万5,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

事項別明細書の30ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目療養給付費等国庫負担金につきましては、確定により増額するものでございます。

2目高額医療費共同事業負担金につきましては、確定により減額するものでございます。

2項1目財政調整交付金につきましては、確定により減額するものでございます。

4款1項1目療養給付費交付金につきましては、確定により減額するものでございます。

5款1項1目前期高齢者交付金につきましては、確定により減額するものでございます。

6款1項1目高額医療費共同事業負担金につきましては、確定により減額するものでございます。

6款2項1目調整交付金につきましては、確定により減額するものでございます。

2目民生費県補助金につきましては、確定により増額するものでございます。

7款1項1目高額医療費共同事業交付金につきましては、確定により増額するものでございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、確定により減額するものでございます。

8款1項1目利子及び配当金につきましては、基金利子確定により減額するものでございます。

9款1項1目一般会計繰入金につきましては、1節は増額、4節も増額、5節については減額と繰り入れの決定により補正をするものでございます。

2項1目財政調整基金繰入金につきましては、財源不足によります基金からの取り崩しでございます。繰り入れをするものでございます。

10款1項2目その他繰越金につきましては、前年度からの繰越金を追加補正するものでございます。

32ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、3節人件費の調整を行ったものでございます。13節につきましては、電算委託料の増額補正をするものでございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費につきましては、実績見込みにより増額の補正でございます。

2目退職被保険者等療養給付費につきましては、実績見込みにより減額するものでございます。

3目、4目につきましては、財源の調整をするものでございます。

2項1目一般被保険者高額療養費につきましては、実績見込みにより減額をするものでございます。

2目につきましては、財源の調整をするものでございます。

3款1項1目後期高齢者支援金等につきましては、実績見込みにより減額するものでございます。

4款1項1目前期高齢者納付金等につきましては、実績見込みにより増額するものでございます。

5款1項1目介護納付金につきましては、実績見込みにより減額するものでございます。

6款1項1目高額医療費拠出金につきましては、実績見込みにより増額するものでございます。

2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、実績見込みにより減額するものでございます。

34ページをお願いいたします。

7款1項1目特定健康診査等事業費につきましては、財源の調整を行うものでございます。

8款1項1目財政調整基金積立金につきましては、確定により減額するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長（千葉喜一君）

議案書55ページをお願いいたします。

議案第21号 平成27年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,544万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億3,852万4,000円とお願いするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出の補正の款項の区分等は、56、57ページの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の38ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款国庫支出金1項1目介護保険給付費につきましては、現年度分介護給付費の法定負担分の給付見込みによります補正でございます。

2項国庫補助金1目につきましては、現年度分調整交付金の確定見込みによります補正、3目介護保険事業費補助金につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修費用額の確定によります減額補正でございます。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費負担金につきましては、40歳から64歳の方の負担分でありまして、介護給付費見込み額によります交付金の減額補正でございます。

5款県支出金1項1目介護給付費負担金につきましては、現年度分介護給付費の法定負担分の給付見込みによります補正でございます。

6款財産収入1項1目利子及び配当金につきましては、基金利子の収入見込み額によります減額補正でございます。

7款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、現年度分の法定負担分の繰り入れと確定見込み額を補正するものでございます。

39ページをお願いいたします。

2項1目につきましては、財政調整基金より財源見合いの繰り入れを行うものでございます。

40ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費につきましては、2節から4節につきましては人件

費に係る減額、25節積立金につきましては、財政調整基金積立金の利子歳入見合いによります減額補正でございます。

3項1目認定調査等費8節、9節につきましては、認定調査員の報償費及び費用弁償をお願いするものでございます。

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付等費から次ページ4目地域密着型介護サービス給付等費につきましては、それぞれの介護サービス給付費の確定見込み額の補正をお願いするものでございます。

2項高額介護サービス等費1目及び2目、3項介護予防サービス等諸費1目及び2目につきましては、高額介護、介護予防サービス給付費の確定見込み額の補正をお願いするものでございます。

4項1目特定入所者介護サービス等費につきましては、施設への入所による居住費、食費の負担でありまして、確定見込み額の補正をお願いするものでございます。

3款諸支出金1項2目償還金につきましては、低所得者利用負担軽減対策事業費補助金精算によります補正をお願いするものでございます。

4款地域支援事業費1項1目二次予防事業費につきましては、事業費確定見込み額によります減額補正をお願いするものでございます。

2項1目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、人件費の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

それでは、議案書の58ページをお願いいたします。

議案第22号 平成27年度大和町宮床財産区特別会計補正予算(第2号)でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ11万9,000円を追加いたしまして、予算総額を1,255万8,000円とするものでございます。予算補正の款項の区分につきましては、第1表のとおりでございます。

別冊の事項別明細書46ページをお願いいたします。

まず初めに、歳入の補正であります。2款1項1目財産造成基金繰入金は、歳出

の見合いで11万9,000円を計上するものでございます。

次に、歳出でございますが、1款1項1目管理会費であります。視察研修旅費の精算によります減額、9節、2万8,000円の減額でございます。

2款1項3目森林総合研究所分収造林管理費であります。職員旅費の精算による減額でございます。

同じく4目諸費の一般会計繰入金であります。向原地区集会施設維持修繕費への補助金につきまして、また、宮床地区振興開発協議会への補助金の戻し入れ額と相殺いたしまして、16万円を追加するものでございます。

次に、議案書60ページをお願いいたします。

議案第23号 平成27年度大和町吉田財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条につきましては、歳入歳出の予算補正でございます。歳入歳出それぞれ612万8,000円を減額いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ667万1,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、第1表のとおりでございます。

事項別明細書48ページをお願い申し上げます。

まず初めに、歳入の補正でございますが、3款1項1目財産造成基金繰入金からの繰り入れ80万6,000円の減額でございます。

4款1項につきましては、繰越金65万5,000円の追加計上でございます。

5款1項につきましては、吉田檀ノ下地区で実施の森林除伐事業の面積等の事業の確定によります森林総合研究所分収造林管理費支出金の精算で597万7,000円の減額でございます。

49ページをお願いいたします。

歳出であります。

1款1項管理会費につきましては、委員の費用弁償、視察研修の旅費等の減額でございます。

2款1項3目につきましては、森林総合研究所分収造林管理費につきまして、9節職員旅費につきましては減額をするものでございます。13節委託料は、吉田檀ノ下地区の除伐等の事業費確定によりまして599万円を減額するものでございます。

続きまして、議案書62ページをお願い申し上げます。

議案第24号 平成27年度大和町落合財産区特別会計補正予算（第3号）でございます。

こちらにつきましては、予算総額の増減はございませんが、歳入の款項での調整をお願いするものでございます。

事項別明細書50ページをお願い申し上げます。

歳入でございます。

2款1項財産造成基金繰入金14万9,000円を減額いたしまして、同じく1項繰越金を14万9,000円増額するものでございます。

歳出についての動きはございません。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長（櫻井和彦君）

それでは、議案書64ページをお願い申し上げます。

議案第25号 平成27年度大和町奨学事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ198万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ897万4,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書の52ページのほうをお願い申し上げます。

歳入でございます。

3款1項1目奨学事業基金繰入金でございます。財源調整のため予定しておりました繰入金について減額をするものでございます。

次に、4款1項1目1節繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

5款2項1目1節奨学費貸付金元利収入につきましては、現年度分及び滞納繰越の貸付金の償還金でございます。収入見込みによります補正となるものでございます。

次に、歳出でございます。

1款奨学費1項奨学費1目事業費でございますが、21節貸付金でございます。貸付金の確定によります減額の補正となるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、議案書の66ページをお願いいたします。

議案第26号でございます。平成27年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,126万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億50万円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

事項別明細書の54ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料につきましては、見込みにより減額するものでございます。

2目普通徴収保険料につきましては、見込み額により増額するものでございます。

3款1項1目総務費国庫補助金につきましては、確定により減額するものでございます。

4款1項1目事務費繰入金につきましては、確定により増額するものでございます。

2目保険基盤安定繰入金につきましては、確定により減額するものでございます。

5款1項1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金が確定したことにより増額するものでございます。

6款4項1目受託事業収入につきましては、健診受託事業収入の確定により減額するものでございます。

55ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費13節委託料につきましては、健診事業委託費の確定により減額するものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金19節負担金は、後期高齢者医療広域連合への納付金の確定により減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長 （蜂谷俊一君）

続きまして、議案書の68ページをお願いいたします。

議案第27号 平成27年度大和町下水道事業特別会計補正予算であります。

平成27年度大和町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,512万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,537万6,000円とするものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものであります。

第2条、地方債の補正であります。地方債の変更及び廃止は、第2表地方債補正によるものでございます。

70ページをお願いいたします。

第2表地方債の変更であります。

流域下水道事業債の補正前額4,790万円、現年災害復旧事業債の補正前額660万円、起債の合計額1億5,690万円を、それぞれ流域下水道事業債1,810万円、現年災害復旧事業債460万円、起債合計額1億2,270万円に減額補正するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

次に、71ページをお願いいたします。

地方債の廃止であります。

今年度の公共下水道事業債借り入れの限度額240万円を予定していたものでありますが、廃止となるものであります。本地方債廃止に伴い、起債限度額は70ページ計1億2,510万円から廃止240万円を差し引きますと、限度額は1億2,270万円となるものであります。

事項別明細書57ページをお願いいたします。

歳入であります。

2款使用料及び手数料1項1目下水道使用料につきましては、本年度の収入見込み

額により補正を行うもの。

3款国庫支出金1項1目下水道費国庫補助金は、補助事業に係る下水道事業費の額の確定に伴います減額補正であります。

4款の繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、本年度事業の収支精算見込みによる減額補正であります。

6款諸収入2項1目雑入につきましては、小鶴沢循環線の管理及び建設費の精算見込みによる増額補正にするものであります。

7款町債1項1目下水道債につきましては、公共下水道債、流域下水道債、現年災害復旧事業債の額の確定により減額補正を行うものであります。

次に、58ページ、歳出であります。

1款土木費1項1目一般管理費であります。一般管理費、水質規制管理費、施設管理費に関する費用の補正であります。財源の組み替えを行うとともに、13節委託料につきましては、特定事業場及び流域下水道接続点の水質調査業務委託の実績見込みによる減額補正、19節負担金補助及び交付金につきましては、吉田川流域下水道維持管理負担金について負担金額の確定により減額、大衡村維持管理負担金については大衡村管理の糸繰マンホールポンプ場において昨年の9月の関東・東北豪雨による災害復旧工事を行ったことにより負担金の補正であります。

次に、2項下水道建設費1目建設費につきましては、単独事業、補助事業に係る補正でございますが、2節給料については、人件費調整に伴う補正でございます。13節委託料については、総合地震対策実施設計、流域関連公共下水道計画認可変更委託費の実績見込みによる減額補正であります。15節工事請負費については、単独事業費として年間3カ所の公共ます取り出し工事を予定しておりましたが、本年度は該当がなく減額補正するもの、補助事業については、マンホールポンプの更新工事及び9月豪雨による災害復旧工事の実績見込みにより減額補正するものであります。19節負担金補助及び交付金につきましては、流域下水道建設負担金の本年度負担額の確定に伴います減額補正であります。

2款公債費1項1目元金については、財源内訳の組み替えであります。

以上であります。

続きまして、議案書の72ページをお願いします。

議案第28号 平成27年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算についてであります。

平成27年度大和町の農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによ

るものであります。

第1条、歳入予算の補正であります。歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表によるものであります。

事項別明細書の62ページをお願いします。

歳入であります。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、本年度収支精算見込みによる減額補正であります。

4款繰越金1項1目繰越金につきましては、事業確定見込みによる前年度決算余剰金の増額計上であります。

以上でございます。

続きまして、議案書74ページをお願いします。

議案第29号 平成27年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算であります。

平成27年度大和町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ507万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,353万6,000円とするものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

第2条、地方債の補正でございます。地方債の補正は、第2表地方債補正によるものでございます。

76ページをお願いします。

第2表地方債補正であります。合併処理浄化槽整備事業に係る起債について、補正前限度額840万円を740万円に減額補正するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

事項別明細書64ページをお願いします。

歳入であります。

1款分担金及び負担金1項1目合併処理浄化槽事業分担金につきましては、今年度整備実績による分担金の減額補正であります。

3款国庫支出金1項1目合併処理浄化槽事業費国庫補助金につきましては、補助事業費の確定に伴う減額補正であります。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、本年度事業収支精算見込みに

よる減額補正であります。

7款町債1項1目下水道債につきましては、合併処理浄化槽の事業確定により減額補正するものであります。

65ページ、歳出であります。

1款合併処理浄化槽費1項1目一般管理費3節職員手当については、人件費の調整によるものであります。13節委託料であります。町管理の浄化槽について保守、清掃、点検業務に係る委託料の実績見込みによる減額補正であります。

2項合併処理浄化槽建設費1目合併処理浄化槽建設費であります。15節工事請負費については、今年度整備確定に伴う減額を行うもの、19節負担金補助及び交付金につきましては、吉岡西部地区に7人槽1基、10人槽1基、計2基の整備補助を予定しておりましたが、今年度は7人槽1基の整備となったことにより、10人槽1基分の補助金を減額補正するものでございます。

以上です。

続きまして、議案書の77ページをお願いします。

議案第30号 平成27年度大和町水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

第1条、総則です。平成27年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第2条の収益的収入であります。平成27年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1款水道事業収益に107万2,000円を追加し、合計を9億8,080万5,000円とし、2項営業外収益にも同額を追加し、合計1億9,485万6,000円とするものであります。

次に、第3条、資本的収入及び支出であります。予算第4条本文括弧書き中、2億4,925万8,000円を2億3,120万円に、過年度分損益勘定留保資金1億4,825万8,000円を1億3,120万円に改め、減災積立金100万円を削り、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1款資本的収入を3,178万4,000円減額し、合計を6,925万7,000円とし、1項企業債及び2項出資金については、同額の1,060万円を減額し、それぞれ合計を企業債1,510万円、出資金3,903万7,000円とするものであります。3項補助金については、1,058万4,000円を減額し、1,512万円とするものであります。

支出であります。

1 款資本的支出を4,984万2,000円減額し、合計を3億45万7,000円とし、1 項建設改良費も、同額を減額し、2億1,205万1,000円とするものであります。

第4条、企業債であります。予算第6条に定めた起債の変更は、第1表企業債補正によるものであります。

第5条、他会計からの補助金であります。予算第8条中、1億3,286万6,000円を1億3,393万8,000円に改めるものであります。

78ページをお願いします。

企業債補正であります。

水道基幹施設耐震化事業で補正前限度額2,570万円を1,510万円に減額補正するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

明細につきましては、大和町水道事業会計補正予算実施計画書でご説明申し上げます。

事項別明細書71ページをお願いします。

平成27年度大和町水道事業会計補正予算内訳書、収益的収入であります。

1 款水道事業収益 2 項営業外収益 1 目他会計補助金の一般会計補助金であります。簡易水道事業の管理費で実績見合い分107万2,000円を補正計上するものであります。

72ページです。

平成27年度大和町水道事業会計補正予算内訳書、資本的収入及び支出であります。収入であります。

1 款資本的収入 1 項企業債 1 目企業債及び 2 項出資金 1 目出資金並びに 3 項補助金 1 目国庫補助金であります。それぞれ宮床 1 号配水池及び松坂配水池緊急遮断弁設置工事の実績見込みにより減額補正するものであります。

資本的支出であります。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目配水管布設事業の管工事費であります。本年度予定しておりました主要地方道県道大和松島線で一級河川鳴瀬川水系西川にかかります橋梁西川橋について、施工者であります宮城県仙台土木事務所との協議により年度内に工事着手ができない状況となったため、管工事費807万3,000円を減額補正するものであります。

4 目水道基幹施設耐震化事業費の管工事費及び調査設計費については、宮床 1 号配水池、松坂配水池の緊急遮断弁設置工事及び同施設の耐震診断委託業務の実績見込みによる減額補正であります。

以上でございます。よろしくをお願いします。

議 長 (大須賀 啓君)

これで説明を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は2月29日の午前10時です。

それでは、大変ご苦労さまでした。

午後3時07分 延 会

上記会議の経過は事務局長浅野喜高の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員